

TOYOKAWA SHINKIN BANK

2020 豊川しんきんの現況

豊川信用金庫は 地球温暖化防止対策として 「Fun to Share」キャンペーンに 参加しています



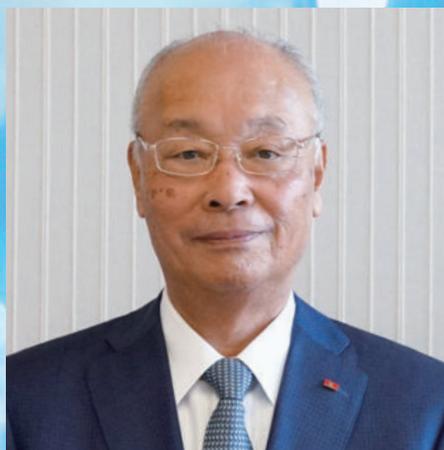
Contents

- 1 | ごあいさつ
- 2 | 当金庫の基本方針
基本理念、経営理念、行動理念、CS宣言
- 3 | 2019年度業績のご報告
1年間の事業の概要、主要な経営指標についてご説明しています。
- 4~6 | 総代会制度
- 7~16 | 豊川信用金庫と地域社会および地域支援活動ならびに
中小企業の経営改善の取組状況
地域のお客さまと密接した様々な取組みをご紹介しています。
また、お客さまのご意見・ご要望に対する取組み状況をご報告しています。
- 17~18 | 不良債権の状況
- 19~20 | コンプライアンス体制とリスク管理体制
健全な経営を維持するための取組みをご説明しています。
- 21~23 | 役員・組織と沿革、業務の内容
組織を図で紹介し、役員の氏名を記載しています。
- 24~26 | 預金・融資商品と手数料のご案内
各種商品・サービスと手数料についてご説明・ご紹介しています。
- 27~28 | 店舗・店舗外自動設備、営業地区のご案内
本・支店、出張所、店舗外ATMの所在地・電話番号・稼働時間のほか、
東海地震警戒宣言発令時でのATMの稼働・不稼働店舗をご紹介します。



「資料編」のご案内

財務状況等のより詳細な情報については、別冊「資料編」をご覧ください。「資料編」は、ホームページに掲載しており、パソコン、スマートフォン、タブレット端末などでご覧いただけます。



理事長 半田 富男

ごあいさつ

平素は格別のご愛顧とご支援を賜わり厚くお礼申し上げます。ここに当金庫の第76期の事業概況ならびに決算状況をご報告申し上げます。

2019年度の日本経済は、年明けの1月までは緩やかな拡大基調が継続してまいりました。ただし、2月以降は新型コロナウイルスが全世界で猛威を振るい、パンデミックの様相に発展したことから、日本のみならず世界の経済活動の自粛や停滞などにより、国内外の景気は急速に悪化し、経済は戦後最悪の状況に落ち込むと見られています。先行きについても、当面の最大のリスクは新型コロナウイルスによる世界経済の落ち込みであり、感染拡大の状況次第では、インバウンド需要の低迷が続き、雇用の悪化や所得の減少により大幅なマイナス成長が続くことも予想されます。

東海地区の経済は、高水準の企業収益を背景に、設備投資の増加などにより底堅い状況が続いていましたが、新型コロナウイルスの影響は東海地区にも広がり、東海3県では約4年続いた景気拡大が止まりました。感染拡大が長期化すれば景気の下押し圧力はさらに強まることが予想され、引き続き内外経済の動向には、注視していく必要があると考えております。

2019年度は、「かわしん『共創力』発揮3か年計画」の2年目に当たり、お客さまとともに豊かな地域の未来を創り上げ、地域金融機関としての強固な経営基盤と確固たる地歩を確立するための諸施策を進めてまいりました。また、年度末にかけて、コロナショック下のお取引先中小企業や個人事業者のみなさまには、早期に支援体制を整え、積極的に支援を行いました。

その結果、業容面で預金の期末残高は7,961億円、貸出金は3,912億円となりました。

収益面では、業務純益は1,360百万円、経常利益は1,017百万円、当期純利益は603百万円を計上し、自己資本比率は10.35%、不良債権比率は3.41%となりました。

コロナショックという未曾有の災害下でスタートした2020年度は、社会のシステム自体も含め様々な変化が予想され、金融機関にも大きな影響があるものと思われまます。しかしながら、いかなる状況においても、計画の基本認識でもある「地域と自らの持続可能性を高めるビジネスモデル」を構築するため、役職員一丸となり、地域経済への貢献に積極的に取り組み、地域に必要な不可欠な信用金庫をめざしてまいりますので、今後ともみなさまのご愛顧とご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年7月
理事長 半田富男

かわしん基本方針について

基本理念

当金庫は 1937 年 11 月地元の強いご要望にこたえ、庶民金融と相互扶助の理念に基づき発足いたしました。それ以来、一貫して信用金庫のビジョンである

- 1 中小企業の健全な発展をはかる
- 2 豊かな国民生活の実現に協力する
- 3 地域社会の発展に奉仕する

を基本理念として、協同組織による地域金融機関たる精神に徹してまいりました。これからも、地域のみなさまとの信頼関係を礎として、目まぐるしく変化する社会・金融情勢を見きわめながら、経営基盤の確立と経営体質の強化をはかり、地域金融機関としての使命を全うするよう努力を重ねてまいります。

経営理念

相互扶助の精神に基づき、「誠意」と「創意」と「熱意」で地域社会との「信頼」を築き、コミュニティ・バンクのリーダーをめざす。



行動理念

1 顧客志向

私たちは、お客さまの「期待」に「誠意と創意」でこたえ、信頼の輪を広げます。

2 地域社会への貢献

私たちは、地域を愛し地域と共に歩み、地域社会の繁栄に貢献します。

3 価値創造

私たちは、時代の変化を先取りし、収益性・安定性・公共性の高い価値を創造します。

4 職務の実践

私たちは、地域社会に貢献する信金マンとして誇りを持ち、「知恵と勇気」で職務を実践し、責任を果たします。

5 人間尊重

私たちは、人間性尊重の立場にたって、職員の豊かさと幸せを求め、「活力溢れる」庫風づくりを実践します。

CS宣言

- 一. 私たちは、お客さまが満足し得るサービスを提供します。
- 一. 私たちは、お客さまから信頼を得られる知識や技能を身に付けます。
- 一. 私たちは、CSナンバーワンの信金づくりを目指します。



業績の推移について

事業の概況

2019年度は、「かわしん『共創力』発揮3か年計画」の中間年度に当たり、全面的な業務の見直しを行い、地域と自らの持続性を高めるビジネスモデルの構築に向けた取組みの深化を図りました。

その結果、業容面で預金の期末残高は7,961億円、貸出金は3,912億円となりました。

前期よりお客さまとの継続的な取引を重視し、ボリューム主義の見直しを図った結果、貸出金残高は減少しましたが、預金残高は増加し、取引基盤の拡大は図られました。

収益面では、低金利環境の継続により貸出金利息等利息収益が減収となり、業務純益は1,360百万円と前期比△250百万円の減益となりました。経常利益も1,017百万円と前期比△79百万円の減益となりましたが、特別利益の計上があり、当期純利益は603百万円と前期比73百万円の増益となりました。

不良債権比率は3.41%で、前期比0.27ポイント上昇しました。自己資本比率は利益の積み上げにより自己資本額が増加し、10.35%と前期比0.17ポイント上昇しました。

2020年度は、3か年計画の最終年度に当たり、持続可能なビジネスモデルを構築するための諸施策を実行して計画の仕上げを行い、地域に密着した課題解決型金融を展開して、お客さまに質の高いサービスを提供します。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
残高	預 積 金 残 高	705,788	753,356	808,541	781,564	796,124
	貸 出 金 残 高	389,719	416,435	430,774	417,108	391,297
	有 価 証 券 残 高	206,829	174,326	184,629	179,303	173,883
	純 資 産 額	35,555	36,145	36,114	36,646	32,378
	総 資 産 額	790,857	856,476	912,384	871,058	869,233
利益	経 常 収 益	11,034	10,289	9,815	10,152	9,370
	経 常 利 益	1,833	1,790	1,275	1,097	1,017
	コ ア 業 務 純 益	1,125	714	811	953	968
	当 期 純 利 益	1,315	1,043	1,022	529	603
出資金	出 資 総 額	1,539	1,537	1,529	1,524	1,514
	出 資 総 口 数	3,079 千口	3,074 千口	3,059 千口	3,048 千口	3,028 千口
	会 員 数	41,713 人	41,938 人	41,785 人	41,361 人	40,669 人
	出 資 に 対 す る 配 当 金 (出 資 1 口 当 たり)	30 円 (年 6%)	30 円 (年 6%)	20 円 (年 4%)	20 円 (年 4%)	20 円 (年 4%)
自 己 資 本 額	32,072	32,939	33,752	34,089	34,591	
単 体 自 己 資 本 比 率	10.47%	10.30%	10.05%	10.18%	10.35%	
役 員 数	役 員 数	13 人	12 人	12 人	14 人	12 人
	う ち 常 勤 役 員 数	11 人	11 人	11 人	11 人	9 人
職 員 数	584 人	555 人	537 人	517 人	525 人	

(注) 1. 総資産額には債務保証見返を含んでいません。
2. 2016年度の出資に対する配当金 年6%の内訳(普通配当 年4%、記念配当 年2%)

総代会制度について

信用金庫は、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の平等の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数が多いと総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されています。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

会員の資格 当金庫の定款抜粋

第5条

次に掲げる者は、この金庫の会員となることができる。ただし、第1号または第2号に掲げる者に該当する個人にあつてはその常時使用する従業員の数が300人を超える事業者を除くものとし、第1号または第2号に掲げる者に該当する法人にあつてはその常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本金の額または出資の総額が9億円を超える事業者を除くものとする。

- (1) この金庫の地区内に住所または居所を有する者
 - (2) この金庫の地区内に事業所を有する者
 - (3) この金庫の地区内において勤労に従事する者
 - (4) この金庫の地区内に事業所を有する者の役員
 - (5) この金庫の地区内に転居することが確実と見込まれる者（信用金庫法施行規則で定める売買契約又は請負契約を締結した者に限る。）
 - (6) この金庫の役員
- 2前項の規定にかかわらず、別表3各項の1に該当する者は、この金庫の会員となることできない。

第7条

普通出資1口の金額は金500円とし、金銭による全額一時払いとする。

第8条

会員は普通出資1口以上を有し、かつ、その普通出資額は10,000円以上でなければならない。

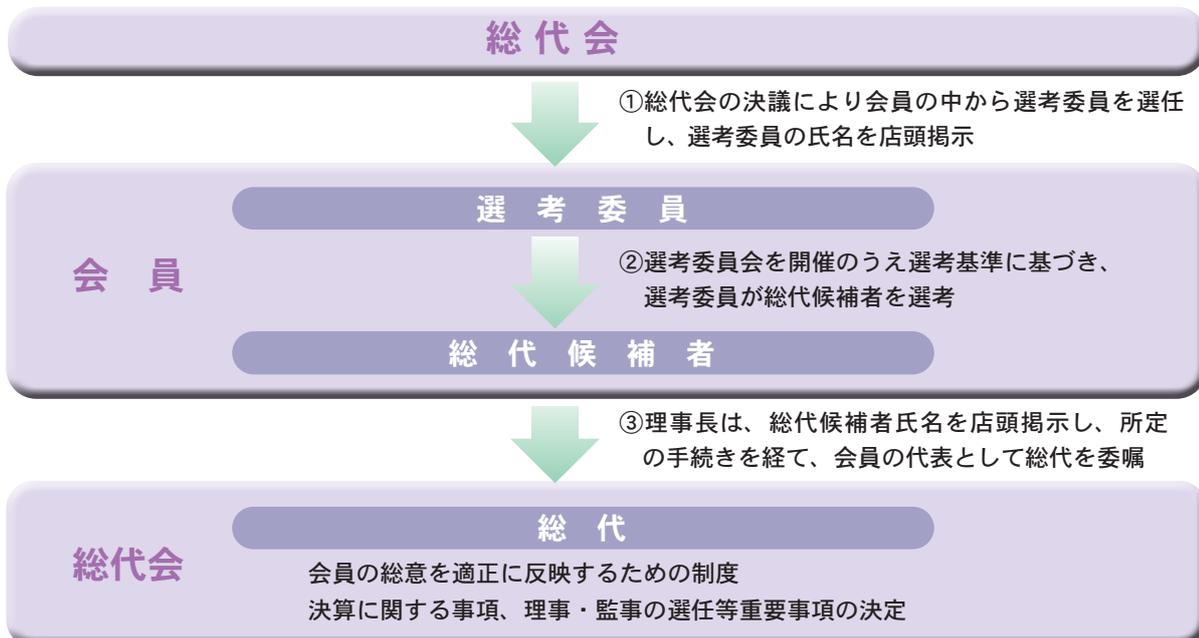
※ 別表3

1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）

2 次の各号の1に該当する者

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

総代会制度は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 2019年4月以降、新たに就任する総代の年齢は就任時点で満75歳未満の会員です。ただし、2019年に実施した総代の選任においては、2018年2月1日時点で就任している総代は、2019年4月1日時点で満80歳未満であれば選任できることとしました。
- ・ 総代の定数は、100人以上120人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。

(注) 総代候補者選考基準

1. 資格要件
当金庫の会員であること。
2. 適格要件
① 総代として相応しい見識を有していること。
② 良識をもって正しい判断ができる人であること。
③ 地域に信望が厚く、総代として相応しい人であること。
④ 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い人。
⑤ 行動力があり、積極的な人。
⑥ 人格、識見に秀れ、当金庫の発展に寄与できる人。
⑦ 金庫の理念・使命を良く理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

選任区域別会員・総代数

2020.3.31 現在 (単位:人)

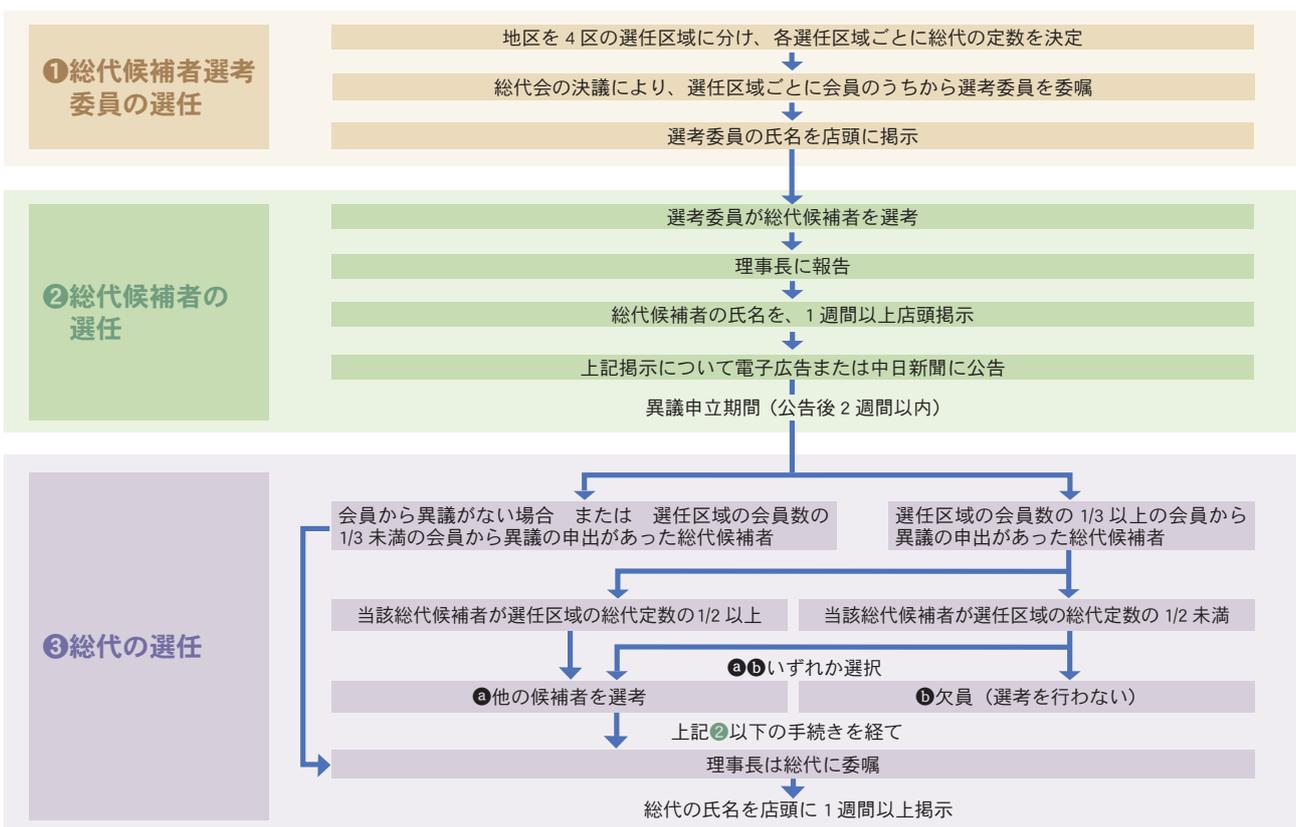
選任区域	会員数			総代数
	法人	個人	合計	
第一区	1,224	10,841	12,065	36
第二区	796	7,136	7,932	23
第三区	1,163	9,108	10,271	30
第四区	1,747	8,654	10,401	30
合計	4,930	35,739	40,669	119

総代年齢(生年)別構成

2020.3.31 現在 (単位:人)

生れ年	第一区	第二区	第三区	第四区	計
昭和11～20年	8	6	6	12	32
昭和21～30年	9	9	7	12	37
昭和31～40年	13	7	12	2	34
昭和41～50年	6	1	4	3	14
昭和51～	0	0	1	1	2
合計	36	23	30	30	119

総代が選任されるまでの手続きについて (信用金庫法・定款で定める総代選任プロセス)



第76期(2019年度)通常総代会のご報告

開催日 2020年6月18日(木)
 開催場所 豊川信用金庫 研修センター4階大会議室
 出席総代数 119名(委任状111名を含む)
 報告事項 第76期2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
 本件は、上記書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案 第76期剰余金処分案承認の件 本件は、原案のとおり承認可決されました。
 第2号議案 会員除名の件 本件は、原案のとおり承認可決されました。
 第3号議案 理事の任期満了に伴う改選の件 本件は、原案のとおり承認可決されました。
 第4号議案 監事の任期満了に伴う改選の件 本件は、原案のとおり承認可決されました。
 第5号議案 役員退任に伴う退職慰労金贈呈の件 本件は、原案のとおり承認可決されました。

総代の氏名(敬称略、各区50音順)

2020.6.18 現在

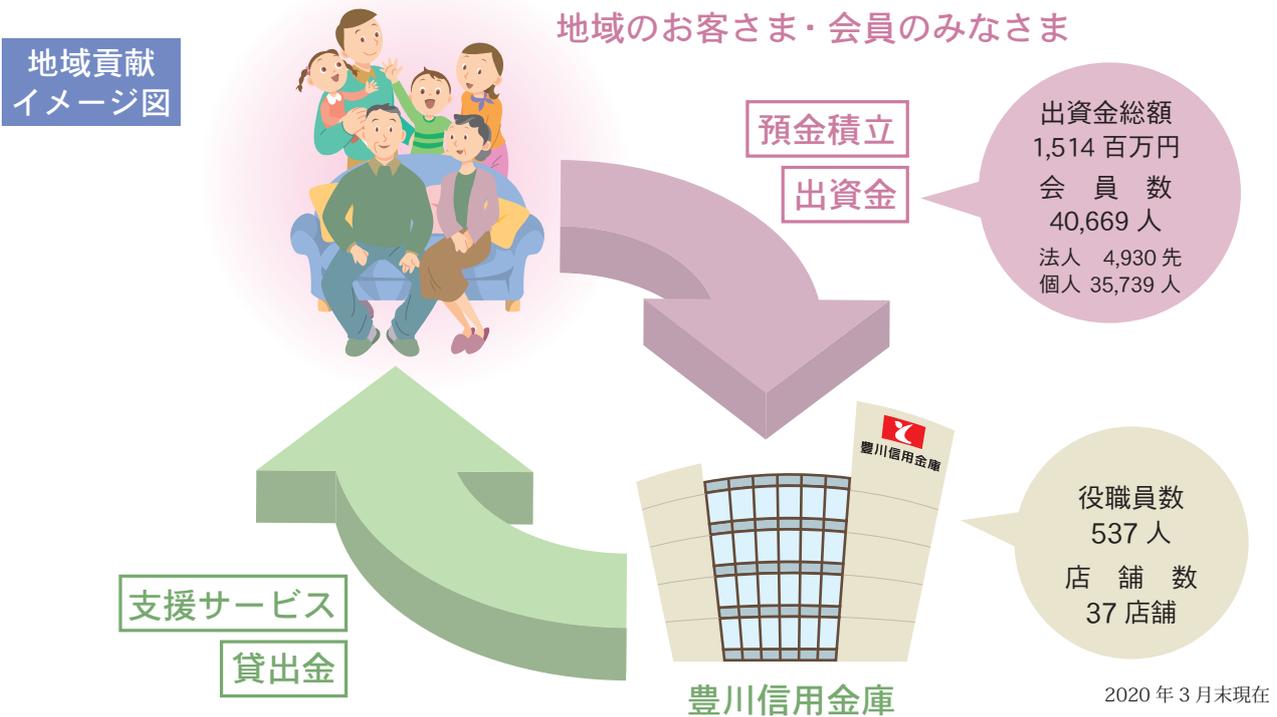
選任区域	人数	総代氏名 ()内は在籍した任期の回数を表示					総代の業種別構成
第一区 本店、一宮支店、 いなり支店、鳳来支店、 豊支店、三蔵子支店、 新城中央支店、 東栄支店	36名	安形 憲二(8)	荒川 修吉(7)	池田 哲朗(3)	小川 晴希(1)	小野 喜明(4)	製造業……………13 建設業……………6 不動産業……………5 小売業……………3 その他サービス…3 運輸業……………2 宿泊業……………1 生活関連サービス1 娯楽業……………1 鉱業……………1 計……………36
		小野田啓二(1)	岡村 孝(11)	岡本 英次(1)	加藤 栄志(1)	加藤 浩章(1)	
		加藤 昌明(1)	亀山 隆(2)	加山 昌弘(1)	金原 利幸(1)	楠 芳高(1)	
		鈴木 一明(3)	関谷 健(1)	田村 太一(1)	土井 昌司(1)	中尾 種作(7)	
		中杉 和雄(1)	夏目 雅敏(1)	波多野晴康(3)	林 雅巳(12)	伴 正男(5)	
		藤野 章一(7)	藤村 耕一(7)	藤原銀次郎(3)	星川 和伸(2)	樹田 純通(1)	
		丸山 恭司(2)	三崎 順一(2)	水野 太一(7)	森 美智明(2)	森田 清隆(2)	
		山本 哲司(1)					
第二区 牛久保支店、諏訪支店、 国府支店、新桜支店、 御油支店、八南支店、 蔵子支店	23名	浅野 桂(9)	安藤 正和(14)	石黒 仁史(1)	大石 明宣(3)	大島 嗣雄(1)	建設業……………7 製造業……………7 小売業……………2 不動産業……………3 個人……………1 その他サービス…1 医療・福祉…………1 娯楽業……………1 計……………23
		大竹 務(7)	笠原 盛泰(4)	川口 光正(2)	佐野 喜宣(1)	杉本 大吾(5)	
		高木 修(1)	高桑 耐(10)	田中 衛(4)	寺部 保江(1)	寺部 良洋(1)	
		夏目 雅康(1)	福山 三司(4)	藤井 忠(5)	宮地 清市(9)	森 和彦(3)	
		安田 一夫(7)	山本 市治(8)	山脇 善典(2)			
第三区 御津支店、小坂井支店、 蒲郡支店、音羽支店、 蒲郡西支店、岡崎支店、 本宿支店、幸田支店	30名	安藤 隆幸(1)	井澤 章(1)	石黒 貴也(1)	伊藤 研司(4)	大町 敏之(2)	製造業……………11 建設業……………6 小売業……………3 卸売業……………3 不動産業……………2 水道業……………1 漁業……………1 生活関連サービス…1 娯楽業……………1 学術研究、専門、 技術サービス業…1 計……………30
		大村 忍(6)	小田喜代春(6)	及部 多高(1)	加藤 壽則(6)	河合 忠一(2)	
		神取 勇(2)	倉田 長秀(6)	桑名 栄一(2)	榊原 茂春(6)	杉浦 一之(1)	
		鈴木 俊介(3)	鈴木 萬造(6)	竹本 幸久(1)	中根 一将(1)	中野 邦夫(2)	
		秦 孝司(2)	服部 良男(6)	林 徹司(2)	平松 賢介(1)	本多 寛行(2)	
		牧 甫(4)	松下 和正(1)	三浦 泰廣(4)	安田 晴一(11)	山本 眞(6)	
第四区 豊橋支店、豊橋西支店、 弥生支店、三ノ輪支店、 二川支店、牛川支店、 佐藤町支店、 大清水支店、田原支店、 菰口支店、藤沢支店	30名	青木 義尚(2)	荒木 正視(8)	飯野 謙二(7)	石川 正義(2)	石原 世光(4)	製造業……………8 小売業……………5 卸売業……………3 建設業……………4 不動産業……………2 医療・福祉…………3 その他サービス…2 学術研究、専門、 技術サービス業…3 計……………30
		宇藤 信(3)	大久保敦之(2)	大羽 芳樹(2)	岡崎 伸彦(1)	尾崎 壽(12)	
		嵩 伸介(5)	片桐 逸司(11)	草野 潔(4)	菰田 秀明(7)	近藤 修(9)	
		齋藤 昇(3)	白柳 孝(1)	杉原 康仁(1)	鈴木 憲一(6)	鈴木 宣央(3)	
		高瀬 仁志(7)	竹内 宏次(10)	竹内 誠(2)	田中 義弘(6)	永井 秀典(3)	
		長谷川伸朗(2)	伴 邦雄(7)	藤原 照元(1)	牧原 啓和(1)	村田 明行(13)	

豊川信用金庫と地域社会

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、東三河と岡崎地域を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化（環境、教育）といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。



文化的・社会的貢献に関する事項

- ①文化活動の実施
 - 各営業店ロビーにて絵画等の作品展を随時開催しています。
- ②環境への取組み
 - 全店禁煙運動を実施しています。
 - 年2回ごみゼロ運動に参加し店舗周辺の清掃活動を行っています。
 - 地球温暖化防止対策運動の「Fun to Share」に参加しています。
 - クールビズ・ウォームビズを実施しています。
- ③地域行事への参加
 - 地域のまつりや行事に参加しています。
- ④スポーツ振興への支援
 - 豊川シティマラソンに協賛しています。
 - 豊川市長旗争奪ゲートボール大会を後援しています。
 - 豊川市グラウンドゴルフ協会長杯争奪大会に協賛しています。
 - 豊川信用金庫理事長旗争奪剣道大会を開催しています。
- ⑤地域との関わり
 - 地域に根ざした金融機関である豊川信用金庫は、地元中小企業の発展と地域経済の活性化を支援することを目的として「かわしんビジネス交流会」を開催しています。(2019年度は台風19号の影響により中止)

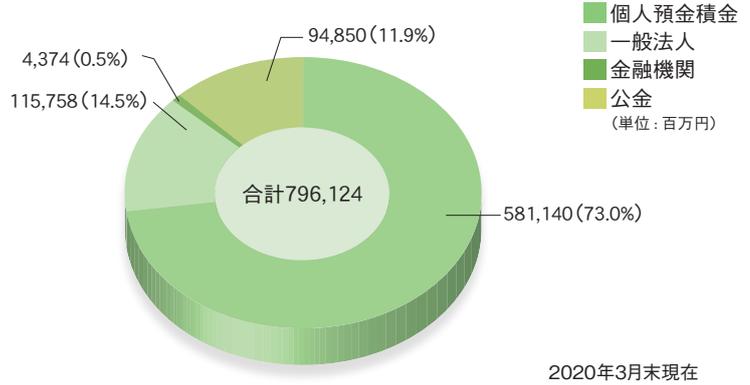
預金積金に関する事項 (地域からの資金調達状況)

2020年3月末の預金積金残高は7,961億円となりました。

これは、地域のみなさまに当金庫の健全性をご理解いただいた結果であると考えています。

当金庫では、地域のみなさまの豊かな暮らしと堅実な資産づくりのお手伝いをさせていただくために、お客さま第一主義に徹し、お客さまのニーズにあった商品・各種サービスのご提供をさせていただくとともに、年金相談会や休日相談プラザ等を通じて年金相談や資産運用等のご相談にお応えしています。

■ 預金者別預金残高

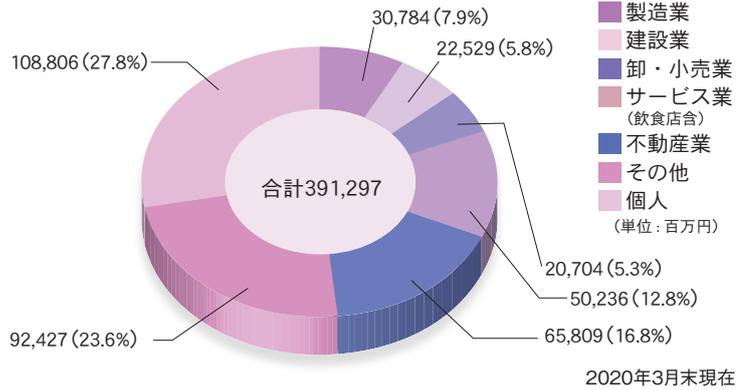


貸出金 (運用) に関する事項 (地域への資金供給状況)

2020年3月末の貸出金残高は3,912億円となりました。

お客さまからお預入れいただいた預金積金は、貸出金として地域経済の活性化に役立つ様々な資金ニーズに応え、中小企業・個人のお客さまにご融資しています。

■ 貸出金業種別内訳



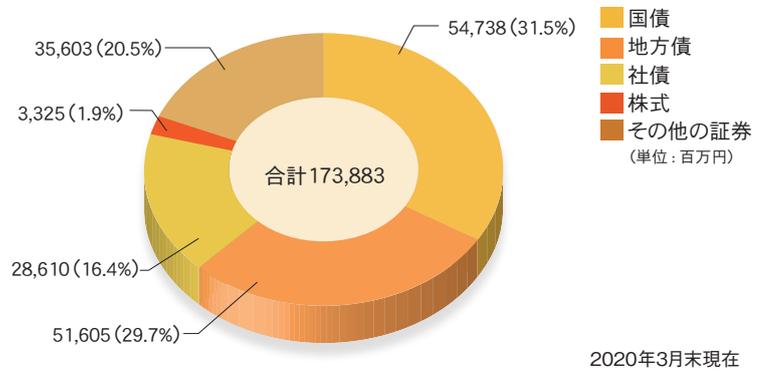
貸出金以外の運用に関する事項

貸出金以外の運用は主に有価証券で行っています。

有価証券運用は、債券を中心に行い、安定収益の確保に努めています。

有価証券以外のその他の運用は、信金中央金庫の預け金を中心とした運用を行っており、安全性を心がけています。

■ 有価証券残高



地域支援活動について

「地域密着型金融推進計画」について

当金庫は地域金融機関として、お客さまや地域経済の発展につながる「地域密着型金融」こそ、信用金庫の原点となる活動と認識しており、「円滑な地域金融仲介機能の発揮」を経営の重要課題と位置づけています。

2019年6月には、「2019～2020年度地域密着型金融推進計画」を策定・公表し、全役職員を挙げて取り組んでいます。ここで2019年度の取組結果をお知らせします。

2019年度の結果

①顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

企業のライフステージ（創業・経営改善・事業再生・事業承継等）に応じた、きめ細かい支援を行いました。

創業や新事業開拓に取り組もうとするお客さまに対して、事業計画の策定支援や新商品開発、販路拡大等についてのアドバイスを実施しました。

経営改善支援活動においては、営業店と本部が一体となった支援を実施した結果、5先の債務者区分がランクアップしました。

また、様々な経営課題を抱える取引先企業に対してよろず支援拠点など公的支援機関と連携して経営課題の分析と改善に向けた支援を行いました。

事業承継支援においては、あいち事業承継ネットワークを活用し、承継についてのアドバイスや承継計画の策定支援を行いました。

②地域の面的再生への積極的な参画

2019年10月16日（水）、東海4県下の信用金庫の取引先約390社が“ポートメッセなごや”に集結し、「第14回 しんきんビジネススマッチングフェア2019」が開催されました。当金庫からは5社が出展しました。

2019年11月3日（日）に、東三河、静岡県遠州、長野県南信州の各地域に本店を置く8信用金庫（飯田・アルプス中央・浜松いわた・島田掛川・遠州・豊橋・蒲郡・豊川）による「第12回 三遠南信（8信金）しんきんサミット」を長野県飯田市本町の「りんご並木」で開催しました。当金庫からは5社が出展しました。

その他、地方公共団体および関係支援機関等と連携し、地域活性化事業に参加しました。

③地域や利用者に対する積極的な情報発信

2020年2月に「お客さまの声アンケート」を実施しました。お客さまに満足していただける「かわしん」を目指し、貴重なご意見・ご要望を今後の営業活動に活かします。

東三河地区の企業の景気動向についてアンケート調査を行い、年4回「かわしんレポート『ふれあい』」を発行しました。

地域企業に対する経営支援の取組み

【経営改善支援の取組実績（2019年4月～2020年3月）】

	期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組先a	aのうち期末に 債務者区分が ランクアップした 先数β	aのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先γ	aのうち 再生計画を 策定した先数δ	経営改善支援 取組み率 = a / A	ランクアップ率 = β / a	再生計画策定率 = δ / a	
正常先①	2,415	3		2	0	0.1%		0.0%	
要注意先	うちその他 要注意先②	1,262	83	0	60	61	6.6%	0.0%	73.5%
	うち要管理先③	11	6	2	3	4	54.5%	33.3%	66.7%
破綻懸念先④	189	137	3	114	82	72.5%	2.2%	59.9%	
実質破綻先⑤	53	3	0	1	3	5.7%	0.0%	0.0%	
破綻先⑥	11	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	
小計 (②～⑥の計)	1,526	229	5	178	150	15.0%	2.2%	65.5%	
合計	3,941	232	5	180	150	5.9%	2.2%	64.7%	

・創業支援・新事業支援融資は18件の379百万円です。

・個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資は43件の148百万円です。

中小企業の経営改善の取組状況

取組方針

協同組織の地域金融機関として、お客さまや地域経済の発展につながる「地域密着型金融」こそ信用金庫の原点と認識し、「地域密着型金融の推進」を経営戦略上の最優先課題と位置づけています。

創業・経営改善・事業承継などの「ライフサイクルに応じた取引先企業への経営支援」を強化するために、お客さま企業の個々の状況に合わせたコンサルティング活動を行っています。

また、外部専門家との連携により、複雑化する様々な経営課題解決のお手伝いをしています。

態勢整備の状況

● 支援体制について

専任部署として営業統括部に経営サポート課を設置し、企業のライフサイクルに応じた経営支援活動を行っています。経営改善支援先を選定し、営業店・本部が一体となった顧客企業の経営改善に取り組んでいます。

公的資格試験等合格者数（2020年4月1日時点）

中小企業診断士	7名
社会保険労務士	3名
1級ファイナンシャルプランニング技能士	8名

● 外部専門家との連携

外部専門家や外部機関と連携してお客さま企業の経営改善に取り組んでいます。



経営支援の状況

● 創業・新規事業開拓の支援

- サービス業、飲食業、製造業、建設業などへの創業支援

● 成長段階における支援

- 「かわしん Big Advance」による販路獲得支援
- 生産性向上をめざして革新的な取組みにチャレンジする企業に、ものづくり補助金を活用した支援

● 海外進出支援

- 海外進出を検討している企業に、現地情報を提供

● 経営改善支援

- 経営改善計画の策定支援

自社分析から戦略策定、課題解決策の抽出、改善のための行動プランの策定までを行い、経営改善に役立てています。

- 外部機関との連携（企業診断）

中小企業診断士等の専門家チームが企業の総合診断を行い、問題点や課題を抽出し、解決のための具体的な方策を検討しています。

- 各種セミナーの開催

第 15 回かわしんビジネス交流会で「キャッシュレス決済活用セミナー、創業セミナー、事業承継セミナー」の開催を予定しましたが、台風 19 号の影響で中止となりました。また、補助金活用セミナーは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催中止としましたが、代わって「補助金活用 無料電話相談会」を実施しました。

地域の活性化に関する取組状況

● 第 15 回かわしんビジネス交流会

2019年10月11日（金）、12日（土）に豊川市総合体育館において、197社・団体に出展いただき開催を予定していましたが、台風19号の影響により中止となりました。



「第 14 回かわしんビジネス交流会（2018 年）」開催の様子

● 豊川しんきんニュービジネスクラブ (T-NBC) 次世代経営塾

30代から40代の後継者や若手経営者を対象に経営者としての知識を学んでいただく「T-NBC 次世代経営塾」を5回シリーズで開催しました。



● 新型コロナウイルスに関する融資相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、事業所に対する支援をきめ細かくかつ迅速に実施するため、全店舗で相談窓口を開設しました。



地域との関係

2019 / 5.25・26 豊川市民まつり「おいでん祭」

まつり会場において、当金庫が取り組んでいる「かわしんビジネス交流会」、「豊川信用金庫理事長旗争奪剣道大会」、「豊川市がん検診受診率向上プロジェクト」等を紹介したパネル展や、小学生以下の子供を対象とした「バスケットビンゴゲーム」を開催しました。また、「市民おどら舞コンテスト」に2チームが参加し、“かわしん演舞団”が『準おいでん大賞』を受賞しました。



2019 / 8.2 キッズ・マネースクール

小学校で開催していた「キッズ・マネースクール」に加え、「なつやすみキッズ・マネースクール」を研修センターで開催しました。小学生・保護者 80 名に参加いただき、お金の流れと実際に使用しているテラズマシーンによる入金オペレーション体験、また、いなり支店の見学をしていただきました。



2019 / 8.24 第32回豊川手筒まつり

豊川市民まつりの「第32回豊川手筒まつり」に、“手筒花火”と“綱火”を提供しました。また、翌朝の清掃活動にも職員が参加し、会場周辺の美化に取り組みました。



2019 / 9.10・12.20 空き家等の対策に関する覚書を締結

当地域の空き家問題解決の一助となるよう、豊川市、東栄町、設楽町、豊根村と空き家等の対策に関する業務連携・協力に関する覚書を締結しました。「かわしん空き家対策応援ローン」の取扱い等、地域の空き家対策事業を支援しています。



2019 / 10.19 第65回豊橋まつり

「第65回豊橋まつり」の“総おどり”に当金庫職員約90名が参加し、まつりを通じて地域との絆を深めました。

**2019 / 12.8 第8回豊川信用金庫理事長旗争奪剣道大会**

「第8回豊川信用金庫理事長旗争奪剣道大会」を豊川市総合体育館で開催しました。大会には、70チーム、378名の選手に参加いただき、家族や職場の同僚など、約1,200名の方が応援に訪れました。

**2020 / 1.17 豊伸会連合会「新春特別講演会」**

柔道家の古賀稔彦氏を講師にお招きし、「夢、目標にチャレンジ～挑戦する事の大切さ～」をテーマに豊伸会連合会「新春特別講演会」を開催し、約200名の方に聴講していただきました。

**2020 / 1.18 「中学生向け がん教室 ～いのちの授業～」**

官民協働事業である「豊川市がん検診受診率向上プロジェクト」の一環として、豊川市立代田中学校で、全国的にも新しい取り組みとなる「中学生向けがん教室～いのちの授業～」を開催しました。

生徒や保護者など、約300名の方に“がんの正しい知識”と“がん検診受診の大切さ”を伝えました。



地域金融円滑化のための取組み

「金融円滑化対応」は、当金庫の重要課題として位置づけ、適切な対応を行っています。詳細については当金庫のホームページ (<http://www.kawa-shin.co.jp/>) で公表しています。

金融円滑化の取組みに向けた態勢整備

- ・「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、地域金融の円滑化に取り組んでいます。

金融円滑化に関する苦情・相談窓口の設置

- ・全営業店と本部に、「金融円滑化に関する苦情・相談窓口」を設置しています。
本部窓口 経営企画部法務課 0120-89-2471(フリーダイヤル)
- ・平日、ご来店等が難しいお客さまのために、休日相談窓口を設置しています。
かわしん休日相談プラザ(本店営業部)(原則土曜日・日曜日 午前10時より午後5時まで開催)
豊川市末広通3丁目34番地1

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継事に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2019年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は187件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は5.1%、保証契約を解除した件数は22件、当金庫をメイン金融機関として成立に至った保証債務整理の申し出はありませんでした。

金融仲介機能のベンチマークに関する開示

「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる指標です。

この指標を用いて、自身の取組みの進捗状況や課題等について認識し、金融仲介の質を一層高めることを目的としています。

当金庫では、「円滑な地域金融仲介機能の発揮」を経営の重要課題として、地域への積極的な資金供給に努めています。お客さまとの十分な対話を通じて、お客さまの経営目標の実現や、様々な課題の解決に取り組み、地域経済の発展に貢献しています。

共通ベンチマーク

1. 取引先企業の経営改善や成長力の強化

メインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標の改善や就業者数の増加が見られた先数および同先に対する融資額の推移

	2020年3月末		2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末
メイン先数	3,240先	経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	1,017億円	1,031億円	995億円
メイン先の融資額	1,593億円				
経営指標等が改善した先数	1,353先				

2. 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

(1) 貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	211先	12先	66先	133先

(2) 関与した創業、第二創業の件数

関与した創業件数	10件	関与した第二創業件数	0件
----------	-----	------------	----

(3) ライフステージ別の与信先数および融資額

	対象先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	4,384先	173先	262先	3,494先	144先	311先
ライフステージ別の与信先に係る事業年度末の融資残高	2,234億円	48億円	274億円	1,664億円	57億円	190億円

3. 担保・保証依存の融資姿勢からの転換

事業性評価に基づく融資^(※)を行っている与信先数・融資額および全与信先数・融資額に占める割合（先数単体ベース）

	先数	融資残高		先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資残高	45先	17億円	左記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	1.0%	0.8%

※「事業性評価に基づく融資」の定義

企業との十分な対話により、その事業内容や成長可能性も含めた事業性を理解することを「事業性評価」と定義し、「事業性評価」に基づき把握した企業の課題解決のために、適切なソリューション提案を行い、そこから生まれた資金需要に対し、企業の信用力に見合った金利で実行した融資を「事業性評価に基づく融資」と定義し、その定義に基づき、今期中に実行した与信先数、残高実績を記載しています。

ご意見・ご要望の取組み状況

お客さまアンケート調査

お客さまからご意見を頂戴し、お客さまに満足していただける“かわしん”をめざすため、「お客さまの声アンケート」を実施しました。

お客さまからお寄せいただいた貴重なご意見・ご要望を、今後の業務活動に活かし、役職員一同これまで以上にみなさまにご満足いただける“かわしん”をめざします。

■ アンケート調査方法

1. アンケート調査要領

アンケート調査をお客さまにご依頼し、店頭に設置した「お客さまの声アンケート箱」に投函をお願いしました。

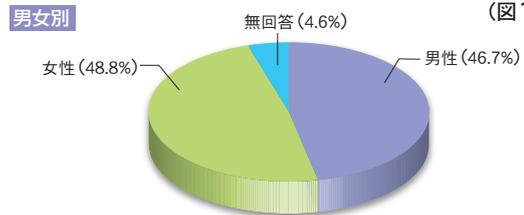
2. 調査期間 2020年2月13日～2月28日

■ アンケート調査結果

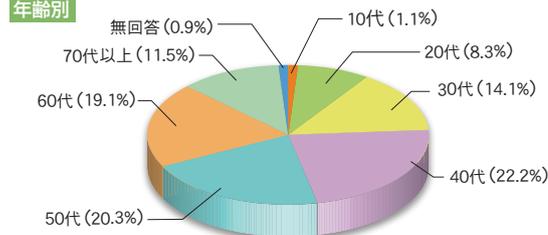
1. お客さま回答総数 941名

2. お客さまの内訳 (図1)

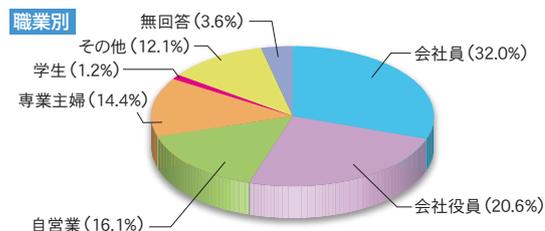
男女別 (図1)



年齢別



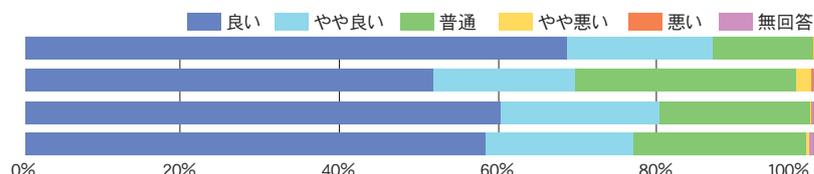
職業別



■ アンケート調査回答結果

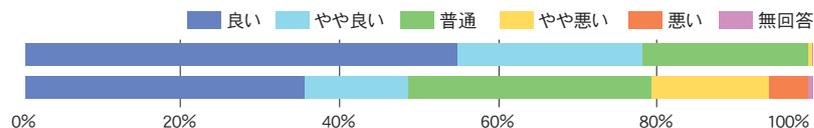
1. 職員の対応等についてお伺いいたします。

- ① 職員の態度、言葉づかいはいかがですか
- ② 窓口の待ち時間はいかがですか
- ③ 相談、質問等の対応はいかがですか
- ④ 店舗の雰囲気はいかがですか



2. 店舗等についてお伺いいたします。

- ① 店内および ATM コーナーは清潔ですか
- ② 駐車場は入りやすいですか



3. 預金商品に対する満足度についてお伺いいたします。

預金商品はいかがですか



4. ご意見、ご要望等について(抜粋)

- ・夏のクーラーの時期にもう少し涼しくればと思います。(50代女性)
- ・とても混雑しているときに来ってしまったが、気にかけて声をかけてくれて感謝しています。(40代女性)
- ・現金入金について硬貨の入金ができる状態に早くしてほしい(60代女性会社員)
- ・セミナーをもっと開催してください。(50代男性会社役員)
- ・ATMの操作後の音が大きすぎて毎回驚くのでもう少し音量を下げしてほしい(50代女性会社員)
- ・ATMによく髪の毛(抜け毛)があり、気になります。(50代女性自営業)

不良債権について

リスク管理債権の額

(単位：百万円)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
破綻先債権額	346	234
延滞債権額	12,260	12,669
3カ月以上延滞債権額	44	—
貸出条件緩和債権額	465	463
合 計	13,117	13,368

担保・保証および貸倒引当金による保全率は 93.70%



不良債権の処理状況

不良債権の処理については、厳格な自己査定に基づき適切かつ積極的に進め、期末時点において処理すべきものは全て処理済みであり、不良債権の処理を先送りしているものはありません。

2019年度自己査定によるリスク管理債権は、破綻先債権額 234 百万円、延滞債権額 12,669 百万円、貸出条件緩和債権額 463 百万円で、合計額は 13,368 百万円となりましたが、このうち、76.43%に相当する 10,217 百万円は担保および信用保証協会の保証で保全されており、貸倒引当金によるカバー分を合わせると、実質的な保全率は 93.70%となっています。

リスク管理債権に対する担保・保証および引当金の引当状況

①破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証および引当金の引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
(A) 破綻先債権額	346	234
(B) 延滞債権額	12,260	12,669
(C) 合計 (A) + (B)	12,607	12,904
(D) 担保・保証額	9,764	9,924
(E) 回収に懸念がある債権額 (C) - (D)	2,842	2,979
(F) 個別貸倒引当金	2,160	2,241
(G) 同引当率 (F) / (E) × 100 (%)	76.02	75.21

②3カ月以上延滞・貸出条件緩和債権に対する担保・保証および引当金の引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
(H) 3カ月以上延滞債権額	44	—
(I) 貸出条件緩和債権額	465	463
(J) 合計 (H) + (I)	509	463
(K) 担保・保証額	342	293
(L) 回収に管理を要する債権額 (J) - (K)	167	170
(M) 貸倒引当金	39	66
(N) 同引当率 (M) / (L) × 100 (%)	23.87	39.21

- (注) 1. 「破綻先債権」(A) とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
 2. 「延滞債権」(B) とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 3. 「3カ月以上延滞債権」(H) とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
 4. 「貸出条件緩和債権」(I) とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 5. 1～4の開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金」(M)は、貸借対照表上の一般貸倒引当金のうち、3カ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引き当てた額を記載しています。

金融再生法開示債権

(単位：百万円、%)

区 分	2019年3月末	2020年3月末	増減
金融再生法上の不良債権(a)	13,125	13,372	247
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	4,761	4,915	153
危険債権	7,854	7,993	139
要管理債権	509	463	△45
正常債権	404,734	378,635	△26,099
総与信計(b)	417,860	392,007	△25,852
総与信に占める比率(a/b) × 100 (%)	3.14	3.41	0.27ポイント

- (注) 1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
(A) 金融再生法上の不良債権	13,125	13,372
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	4,761	4,915
危険債権	7,854	7,993
要管理債権	509	463
(B) 保全額	12,314	12,528
(C) 貸倒引当金	2,200	2,307
(D) 担保・保証	10,113	10,220
保全率(B) / (A) × 100 (%)	93.82	93.69
担保・保証等控除後債権に対する引当率(C) / ((A) - (D)) × 100 (%)	73.08	73.23

- (注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

法令等遵守の体制

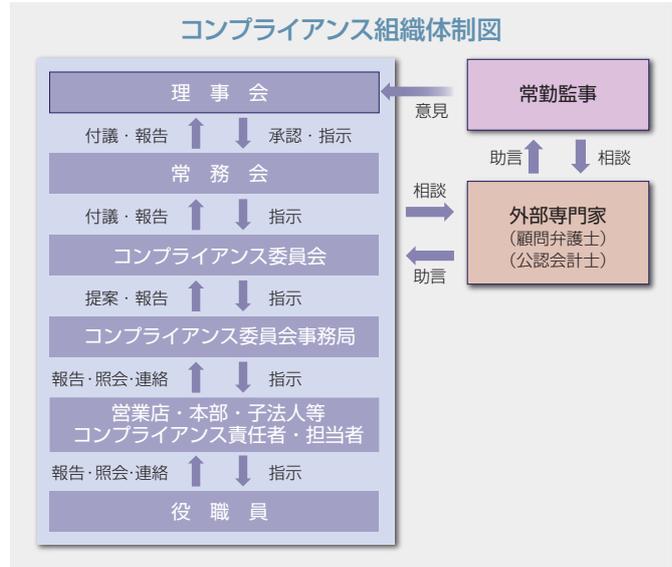
コンプライアンスの取組み

1. コンプライアンスの基本方針

法令等を遵守し、積極的に地域社会とのコミュニケーションの充実を図ることによって、地域からの信頼を確立し、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

2. コンプライアンス体制の整備

役職員一人ひとりが法令等を遵守する企業風土を醸成させるために必要な庫内体制を定め、理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、各本店に「コンプライアンス責任者」を配置して、コンプライアンス活動を実施する等、コンプライアンス体制の整備・充実を図っています。



苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

金融 ADR 制度への対応

お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下、「苦情等」といいます。）を営業店または経営企画部法務課で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

豊川信用金庫経営企画部法務課			
郵便番号	〒442-8520	Eメール	toyokawa@kawa-shin.co.jp
住所	豊川市末広通3丁目34番地1	受付時間	9:00～17:00（信用金庫営業日）
T E L	0120-89-2471	受付媒体	電話、手紙、ファクシミリ、Eメール、面談
F A X	0533-89-1466		

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとの取引を適切かつ円滑に行うためのみに利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営企画部法務課にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）			
郵便番号	〒103-0028	受付日	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）
住所	東京都中央区八重洲1-3-7	受付時間	9:00～17:00
T E L	03-3517-5825	受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という。）および愛知県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、経営企画部法務課または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名称	住所	電話番号	受付日時間
愛知県弁護士会紛争解決センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1777	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～16:00
愛知県弁護士会 西三河支部紛争解決センター	〒444-0804 岡崎市明大寺町字道城ヶ入 34-10	0564-54-9449	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～16:00
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センターをご利用の際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。
- なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営企画部法務課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。
- また、愛知県弁護士会では、東京三弁護士会からの(2)の方法により利用することもできます。
- (1) 現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
- (2) 移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

反社会的勢力への対応

社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を防げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」定め、これを遵守します。

- 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と密接な連携関係を構築します。
- 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両方から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融商品の販売等に関する適正な勧誘

金融商品の販売等に際して、「金融商品の販売等に関する法律」を遵守し、適正な勧誘に努めています。

金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、営業店窓口までご連絡・ご相談ください。

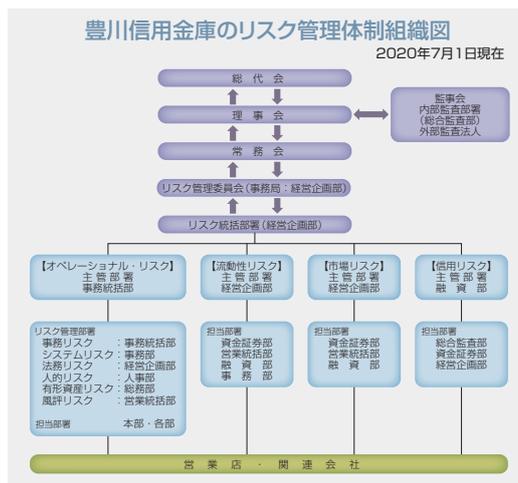
リスク管理体制

1. リスク管理基本方針

- ◆リスク管理を経営の最重要課題と位置付け、経営体力に見合った適正な水準にリスク管理を行い、収益力の強化を図る。
 - ◆理事会および理事の十分な関与のもと、各種リスクを包括的に認識し、適切なリスク管理体制を構築する。
 - ◆戦略目的を踏まえたリスク管理の方針を定めるとともに、リスク管理の方針が金庫内に周知徹底されるよう適切な方策を講じる。
- また、戦略目標の変更等により、必要に応じて見直しを行う。

2. リスク管理に対する取組み

リスク管理の充実・高度化を最重要経営課題の一つと位置付け、当金庫を取り巻く環境の変化を捉え柔軟に対応するため、統一的リスク管理を実践する機関としてリスク管理委員会を設置し、以下のさまざまなリスクの状況をモニタリングし、リスク管理態勢の充実に取り組んでいます。



◎信用リスク

貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と業務推進部門を分離し、厳格な審査体制を維持するとともに、金庫内の研修、外部研修への派遣等により、貸出審査能力の向上に努めています。

また、有価証券運用等においては、投資適格銘柄に限定した運用を行っており、信用リスクの回避に努めています。

◎市場リスク

有価証券等の運用部署と事務管理および市場リスク管理を行う部署を分けて相互牽制を図り、厳正な基準のもとで資金運用を行っています。

また、市場リスクの分析・管理を日々行っており、市場環境の急変に即応できる態勢を整えています。

◎オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクを「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」と定義し、各リスクの管理状況について定期的に報告・協議を行い、リスク顕在化の未然防止に努めています。

◎流動性リスク

予期せぬ資金の流出にも対応し得る支払準備資産を潤沢に保有しているほか、本部・全営業店による流動性危機対応訓練を行っており、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しています。

業務継続体制

大規模地震等の大規模災害、システム障害、新型コロナウイルス等の感染症、風評、事件、事故等、業務継続が困難となる危機の発生時に、お客さまの安全確保および被害拡大の防止に努めつつ、優先的に継続すべき重要な業務を継続し、迅速に通常業務の復旧を行うための体制整備に取り組んでいます。「業務継続基本計画」を基本規定とし、同計画の下、想定されるそれぞれの危機に対応するための要領等を定め各種訓練等を実施し、非常事態に備えています。

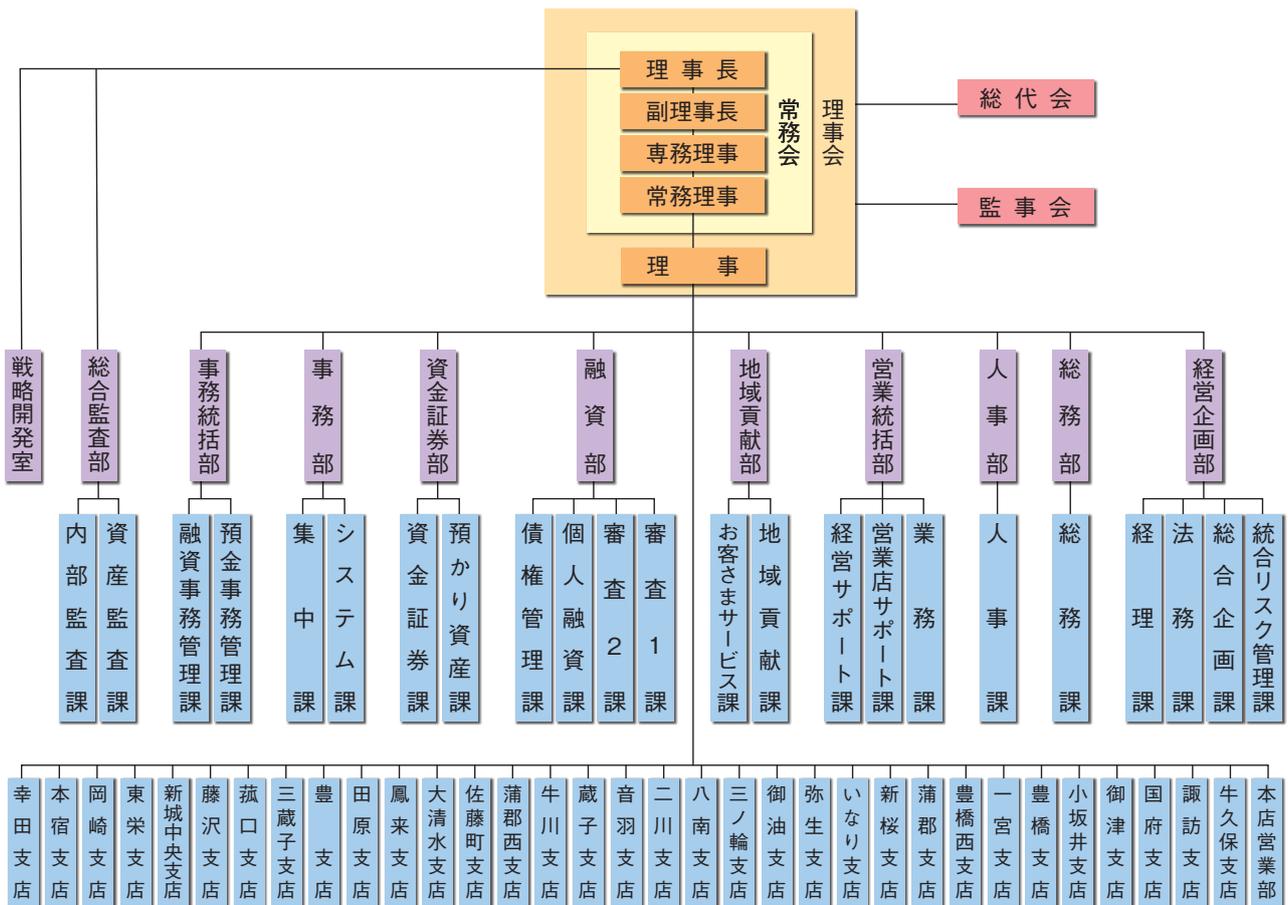
役員・組織の状況

役員 (2020年6月18日現在)

理事長 (代表理事)	半田 富 男
副理事長 (代表理事)	真田 光 彦
専務理事 (代表理事)	鈴木 悟 (*1)
専務理事 (代表理事)	白井 貞 明
常務理事 (代表理事)	二橋 武 人
常務理事	川村 明 弘
常勤理事	曾田 光 子
常勤理事	杉山 雅 俊
常勤理事	南田 互 之
常勤監事	足田 哲 之
非常勤理事	柴山 昭 三 (*1)
非常勤監事	藤原 照 元
員外非常勤監事	松下 泰 三 (*2)

*1 専務理事 鈴木悟、非常勤理事 柴山昭三は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 *2 監事 松下泰三は、信用金庫法第 32 条第 5 項に定める員外監事です。

組織図 (2020年6月18日現在)



会計監査人

有限責任 あずさ監査法人

当金庫の沿革

1937年 11月	産業組合法による保証責任豊川町商工信用組合として創業 初代理事長 林総吉	1995年 4月	豊川市指定金融機関業務の取扱開始
1944年 4月	市街地信用組合法による豊川市信用組合に改組	7月	社債等の募集または管理の受託業務取扱開始
1947年 3月	本店を新築移転（豊川市豊川町久通 13 番地 5）	1996年 6月	幡豆郡幡豆町に地区拡張
1950年 4月	中小企業協同組合法による豊川信用組合に改組	1997年 4月	インターネットにホームページ開設
1951年 12月	信用金庫法による豊川信用金庫に改組	10月	ATM祝日稼働
1952年 6月	宝飯郡および八名郡に地区拡張	11月	創立 60 周年記念式典挙行
1953年 6月	第 2 代理事長に松井文一就任	1998年 3月	預金量 4,000 億円達成
11月	内国為替取扱業務開始	1999年 9月	携帯電話によるモバイルバンキングの取扱開始
1955年 4月	豊橋市賀茂町・前芝町・日色野町に地区拡張	2000年 3月	デビットカードサービスの取扱開始
12月	本店新築移転（豊川市豊川町久通 80 番地）	10月	東三信用組合と合併
1957年 11月	創立 20 周年記念式典挙行	2001年 3月	スポーツ振興くじ「toto」の払い戻し事務を開始
1960年 4月	全国信用金庫連合会の代理業務取扱開始	4月	保険窓販業務「長期火災保険等」の取扱開始
1961年 11月	豊橋市全域に地区拡張	2002年 10月	岡崎市民信用組合と合併
1967年 11月	創立 30 周年記念式典挙行	安城市、知立市、豊田市に営業地区拡張	
預金量 100 億円達成		保険業務「生命保険（個人年金保険）」の取扱開始	
1969年 6月	新城市および南設楽郡に地区拡張	預金量 5,000 億円達成	
1970年 12月	日本銀行と当座取引開始	投資信託の窓口販売の取扱開始	
1971年 11月	事務センター開設	2003年 5月	第 5 代理事長に日比嘉男就任
日本銀行歳入代理店業務取扱開始		8月	本店営業部に休日お客さま相談窓口「かわしん休日相談プラザ」を開設
1972年 6月	額田郡に地区拡張	12月	インターネットバンキングシステムの取扱開始
1974年 11月	岡崎市に地区拡張	2004年 10月	豊橋支店を新築移転
1975年 3月	預金量 500 億円達成	2005年 1月	オンラインアウトソーシング（SBOC 共同システム）が稼働
1976年 6月	渥美郡および北設楽郡に地区拡張	2006年 5月	八南支店を新築移転
11月	預金総合オンライン稼働	12月	国府支店を新築移転
1977年 7月	第 3 代理事長に陶山幸七就任	2007年 11月	創立 70 周年記念式典挙行
12月	創立 40 周年記念式典挙行	2010年 12月	預金量 6,000 億円達成
預金量 700 億円達成		2011年 2月	経営支援ガイドブック「assist」を発行
1978年 1月	本店新築移転（豊川市末広通 3 丁目 34 番地 1）	2013年 3月	いなり支店に研修センターを併設し、新築移転
1980年 3月	預金量 1,000 億円達成	預貸和 1 兆円を達成	
6月	静岡県湖西市および浜名郡新居町に地区拡張	2014年 6月	第 6 代理事長に半田富男就任
1981年 4月	外国通貨両替業務取扱開始（本店営業部）	2015年 1月	オンラインシステムをしんきん共同センターへ移行
1983年 6月	国債の窓口販売開始	2017年 2月	豊橋西支店を新築移転
1986年 1月	第 4 代理事長に鈴木一進就任	創立 80 周年記念式典挙行	
1987年 9月	預金量 2,000 億円達成	4月	岡崎支店を新築移転
11月	創立 50 周年記念式典挙行	2018年 3月	諏訪支店を新築移転
1990年 3月	預金量 2,500 億円達成	預金量 8,000 億円達成	
1991年 2月	サンデーバンキング取扱開始	8月	出資証券を電子化
9月	豊川市指定代理金融機関業務取扱開始	2019年 11月	幸田支店を新築移転
1992年 12月	預金量 3,000 億円達成		
1993年 10月	変動金利型定期預金取扱開始		
1994年 8月	豊川しんきん旅行友の会発足		

主要な業務の内容

① 預金業務

- (1) 預金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等
- (2) 譲渡性預金
譲渡可能な預金

② 貸出業務

- (1) 貸付
手形貸付、証書貸付および当座貸越
- (2) 手形の割引
商業手形の割引

③ 為替業務

- (1) 送金為替
振込および代金取立等
- (2) 外国為替
外貨両替、輸出入取引業務や海外送金等の取次ぎ業務

④ 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため国債・地方債・社債・株式、その他の証券への投資

⑤ 社債受託業務

私募債発行のお手伝いをさせていただく社債受託業務

⑥ 付帯業務

- (1) 代理業務
 - ① 日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
 - ② 地方公共団体の公金取扱業務
 - ③ 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の代理貸付業務
- (2) 貸金庫業務
- (3) 有価証券の貸付
- (4) 公共債の引受
- (5) 国債等の窓口販売
- (6) 保険窓販業務
- (7) 投信窓販業務
- (8) スポーツ振興くじの払戻業務
- (9) 個人向け信託商品の媒介業務
- (10) 電子債権記録業に係る業務
- (11) 確定拠出年金の取次ぎ業務

預金商品のご案内

預金の種類	内容・特色	お預け入れ金額	期 間	
総 合 口 座	一冊の通帳で普通預金と定期預金がセットできます。定期預金をセットしてご利用になりますと定期預金の残高の90%最高200万円までの自動融資が受けられます。	普通預金1円以上 定期預金1,000円以上	出し入れ自由 1ヵ月～5年	
当 座 預 金	商取引代金のお支払に安全便利な預金です。 手形・小切手をご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由	
普 通 預 金	給与・年金などの受取、公共料金・クレジットの自動支払等にご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由	
決 済 用 普 通 預 金	預金保険制度により全額保護対象の預金で、お利息はつきません。 普通預金と同様の商品内容です。	1円以上	出し入れ自由	
貯 蓄 預 金	お預け入れ残高に応じて、7段階の金利を自動的に適用します。(個人専用)	1円以上	出し入れ自由	
通 知 預 金	まとまった資金の短期間の運用に便利な預金です。解約2日前までに通知が必要です。	1万円以上	7日以上	
納 税 準 備 預 金	納税資金を計画的に準備する預金です。	1円以上	納税時にお引き出し	
定 期 預 金	定 額 複 利 預 金	半年複利で長くお預けになるほど有利な預金です。6ヵ月経過後はお引き出し自由です。(個人専用)	1万円以上 1,000万円未満	最長5年
	定 期 預 金	市場実勢により金利が決まる安全有利な預金です。	1,000円以上	1ヵ月～5年
	変 動 金 利 定 期 預 金	市場金利に応じて6ヵ月ごとに金利が変動する預金です。	1,000円以上	1年～3年
	大 口 定 期 預 金	市場実勢により金利が決まる安全有利な預金で大口資金の運用に最適です。	1,000万円以上	1ヵ月～5年
定 期 積 金	目標・目的に合わせて、毎月一定の金額を積み立て、計画的に資金づくりができます。	1,000円以上	1年～5年	

＜ご留意事項＞

2020年3月31日現在

- お客さまが次のいずれかのお取引をなさる場合等には、お客さまのご氏名等の「本人特定事項」に加え、取引を行う目的、ご職業（個人の場合）、事業内容（法人の場合）等を確認をさせていただきます。
- 口座の開設、貸金庫、保護預り、保険契約、ご融資、電子記録債権等のお取引開始のとき
 - 10万円を超える現金振込（外国送金を含む）、10万円を超える持参人払式小切手（線引がないもの）による現金受取りのとき
 - 200万円を超える現金・持参人払式小切手（線引がないもの）の入出金、外貨両替のとき等
- （注1）2016年10月1日に施行された「改正犯罪収益移転防止法」の定めによります。
（注2）口座開設、貸金庫利用申込、出資加入申込などのお取引を開始される場合には、「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」を提出していただいております。
- 預金保険制度により、当座預金や決済用普通預金（利息のつかない預金）は全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人当たり、1,000万円までその利息等が保護されます。

融資商品のご案内

事業資金としての運転資金や設備資金、個人のみなさまには住宅購入やリフォーム、お子さまの教育、車の購入など、お客さまの暮らしの夢を実現するため、さまざまなローンをご用意しています。

そのほか、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの公的資金の代理業務も取り扱っています。

融資商品名	内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間	
個人ローンの融資	しんきん保証住宅ローン「憩」	新築購入・住宅融資借換資金・リフォーム資金他	8,000万円以内	1年以上 35年以内
	全国保証住宅ローン「憩」	新築購入・住宅融資借換資金・リフォーム資金他	1億円以内	2年以上 35年以内
	しんきん無担保住宅ローン	新築購入・住宅融資借換資金・リフォーム資金他	1,000万円以内	3ヵ月以上 20年以内
	リフォームローン「憩」	住宅の増改築・車庫・門扉・インテリア・造園等リフォームローン借換資金 インターネットからの申込も可能。	1,000万円以内	3ヵ月以上 15年以内
	空き家対策応援ローン	空き家の解体や駐車場の造成、賃貸目的の改築・改装費用他	500万円以内	6ヵ月以上 10年以内
	カーライフローン「楽」	自家用車購入・免許取得・車庫設置・車検・修理・保険等にかかる費用 インターネットからの申込も可能。	1,000万円以内	3ヵ月以上 10年以内
	教育ローン「育」	各種学校（幼稚園・保育園を含む）の入学金・受験費用・授業料・書籍代・ 下宿代等教育に関する資金 インターネットからの申込も可能。	1,000万円以内	3ヵ月以上 16年以内
	かわしん学資ローン「育」	入学金・授業料・仕送り等教育に関する資金	500万円 ただし、大学・大学院生以外 は300万円	11年6ヵ月以内 ただし、証貸は5年以内
	福祉ローン「安」	介護機器の購入資金・老人ホームの入居一時金	500万円以内	3ヵ月以上 10年以内
	しんきんローン「豊」	健康で文化的な生活を営むための資金（事業性資金・株式取得・転貸等は 不可）インターネットからの申込も可能。	500万円以内	3ヵ月以上 10年以内
	職域サポートローン	職域サポート制度を導入した事業所に働く経営者・従業員（パート・アルバイト等 を含む）が健康で文化的な生活を営むための資金（事業性資金・株式取得・転 貸等は不可）インターネットからの申込も可能。	500万円以内	3ヵ月以上 10年以内
	かわしんフリーローン・モア	自由（事業性資金は除く） インターネットで申込みから契約まで来店不要「web完結型」の取扱い可能。	1,000万円以内 「web完結型」は 300万円以内	10年以内
	じゆうローン	自由（事業資金のご融資も可能） インターネットで申込みから契約まで来店不要「web完結型」の取扱い可能。	500万円以内	6ヵ月以上 10年以内
	YU-YU ポケットカードローン	自由（事業性資金および旧債務返済資金は除く） インターネットからの申込も可能。	300万円以内	3年更新
	しんきん教育カードローン	入学金・授業料、就学にかかる費用 インターネットからの申込も可能。	500万円以内	最長15年以内 (医学・薬学部 最長17年以内)
	かわしんカードローン きゃっする	自由（事業性資金は除く） インターネットで申込みから契約まで来店不要「web完結型」の取扱い可能。	900万円以内	5年更新
	かわしんカードローン ベストパートナー	自由（事業性資金は除く） インターネットからの申込も可能。	30万円・50万円・ 100万円	3年更新
事業性 融資 資金	割引手形・手形貸付・証書貸付 当座貸越	事業経営等に必要「運転資金」「設備資金」についてのご融資です。 極度額の範囲内で、必要な時・必要な事業性資金にご利用ください。		

＜ご留意事項＞

2020年3月31日現在

- 商品には変動金利商品のようにお客さまの予測に反して金利が上下する商品や、保証会社の保証付融資には、融資の利息のほかに保証料が必要な場合もございますので、お申し込みの際にはサービスの内容を職員にお尋ねいただき、無理のない計画的なご利用をお勧めします。
- ローンのお申込みについては、当金庫所定の審査があり、その結果、ご希望にそえない場合もございます。

主要な手数料一覧表

※手数料には、消費税が含まれています。

為替手数料 (単位:円)

			他金融機関 あて	当金庫 本支店あて	当金庫 同一店あて		
振込手数料	窓口 利用	電信扱い	3万円 以上	880	550	440	
			3万円 未満	660	330	220	
		文書扱い	3万円 以上	880			
			3万円 未満	660			
	ATM 利用	電信 扱い	現金・ 他金庫 CDカード	3万円 以上	660	330	220
				3万円 未満	440	110	110
		当金庫 CDカード	3万円 以上	550			
			3万円 未満	330			
	インターネット バンキング	電信扱い	3万円 以上	550			
			3万円 未満	440			
FB サービス	電信扱い	3万円 以上	660	330			
		3万円 未満	440	110			
代金 取立 手数料	当金庫本支店・同一店扱い (入金扱い除く)			220	220		
	名古屋交換所扱い (入金扱い除く)		440				
	他所扱い(至急扱い)		1,100				
	他所扱い(普通扱い)		880				
その 他の 手数料	振込・送金組戻料 取立手形組戻料 取立手形不渡返却料 取立手形店頭呈示料 ※1,080円を超える実費が必要な場合は、 その実費をいただきます。		1,100	660	660		
地方税 取次手数料	取次振込書 1枚につき	3万円 以上	880				
		3万円 未満	660				

- 目の不自由なお客さまは、窓口利用の振込手数料を「当金庫 CD カードによる ATM 利用」の振込手数料と同額になります。
- ATM・当金庫カード扱いの「当金庫同一店」とは、カード発行店ならびに ATM 利用店とお振込店が同一の場合をいいます。
- 提携信用金庫のキャッシュカードでお振込み予約の場合、取扱時間により振込手数料とお引出し手数料がかかります。
(平日 8 時～8 時 45 分および 18 時以降、土曜日 8 時～8 時 45 分および 14 時以降、日曜日・祝日 8 時～21 時)
- 現金扱いで振込予約の場合、平日 18 時以降振込手数料と時間外手数料 110 円が掛かります。(現金扱いは平日のみ取扱)

両替手数料 (取扱 1 件あたり) (単位:円)

ご希望金額の合計枚数	両替機手数料	窓口手数料
1 枚～50 枚	無 料	無 料
51 枚～500 枚	500	550
501 枚～1,000 枚	1,000	1,100
1,001 枚～1,500 枚	1,500	1,650
1,501 枚以上は 500 枚ごとに		550

注) 「持参した現金をより高額の金種にまとめる両替」の場合は、持参した現金枚数を上記「ご希望金額の合計枚数」とみなして有料の扱いとさせていただきます。また、実質的に両替とみなされる支払い(給与支払い等も対象となります)の場合も有料とさせていただきます。

総合振込手数料 (単位:円)

			他金融機関 あて	当金庫 本支店あて	当金庫 同一店あて
法人インターネット バンキング	電信扱い	3万円 以上	550	無料	無料
		3万円 未満	440		
FB サービス	電信扱い	3万円 以上	660	330	無料
		3万円 未満	440	110	
FB・USB 等 電子媒体利用	電信扱い	3万円 以上	770	440	無料
		3万円 未満	550	220	

- 総合振込:書類(振込依頼書)による利用の場合は窓口手数料扱いとなります。
- 法人インターネットバンキング・FB サービスには別途基本手数料が必要となります。

給与振込手数料 (単位:円)

		他金融機関 あて	当金庫 本支店あて	当金庫 同一店あて
手給 与 数 振 込 料	データ扱い (法人インターネットバンキング、 FB サービス、 FB/USB 等電子媒体)	165	無料	無料
	依頼書扱い	330	無料	無料

一括振込取扱手数料 (単位:円)

(2019年7月1日より適用)

振込依頼書(登録式)によるもの	処理依頼 1 回につき	5,500
OCR 連記式によるもの	処理依頼 1 回につき	5,500
USB・FD 等媒体によるもの	処理依頼 1 回につき (「電子媒体等依頼合計票」 ごと)	4,400

定額為替自動振込手数料 (単位:円)

			他金融機関 あて	当金庫 本支店あて	当金庫 同一店あて
口 座 振 替 手 数 料 含 む	電信扱い	3万円 以上	825	495	165
		3万円 未満	605	275	165

送金手数料 (単位:円)

		他金融機関 あて	当金庫 本支店あて	当金庫 同一店あて
普通扱い	送金小切手	880	660	

インターネットバンキング・ ファームバンキング基本手数料 (単位:円)

法人インターネット バンキング	オンライン取引のみ	月額	1,100
	データ伝送含む	月額	2,200
個人インターネット バンキング	基本手数料		無 料
	ハードトークン利用料	月額	110
FB 基本手数料	VALUX 以外 (オンライン取引のみ)	月額	1,100
	VALUX 以外 (データ伝送含む)	月額	3,300
	VALUX (オンライン)	月額	1,100
アンサー (入出金)	照会サービス		無 料

※手数料には、消費税が含まれています。

発行手数料 (単位:円)

自己宛小切手	1通あたり	550
残高証明書	自動発行	1通あたり 550
	都度発行	1通あたり 1,100
	金庫所定様式以外	1通あたり 1,100
	監査法人指定書式	1通あたり 3,300
英文表示	1通あたり	1,100

再発行手数料 (単位:円)

ICカード(キャッシュカード・キャッシュ&ローンカード・YU-YUポッケ)	1枚あたり	1,100
通帳・証書	1冊 (1通あたり)	1,100

小切手帳・手形帳交付手数料 (単位:円)

小切手帳	署名判入り	1冊あたり(50枚)	880
	署名判なし	1冊あたり(50枚)	660
手形帳	署名判入り	1冊あたり(50枚)	1,100
	署名判なし	1冊あたり(50枚)	880
署名判印刷サービス	初回登録時		5,500
	変更登録時		5,500

マル専当座手数料 (単位:円)

口座開設手数料	割賦販売通知書 1枚あたり	3,300
手形用紙代	1枚あたり	550

夜間金庫手数料 (単位:円)

夜間金庫利用手数料	月額	6,600
夜間金庫専用入金帳発行	1冊あたり(50枚)	11,000

貸金庫使用料 (単位:円)

貸金庫使用料	1個あたり容積により 年間 6,600 ~ 26,400
--------	------------------------------

キャッシュカードサービスご利用手数料 (単位:円)

平日	当金庫	提携信用金庫	その他提携金融機関
8:00 ~ 8:45	無料	110	110 または 220
8:45 ~ 18:00		無料	110
18:00 以降		110	110 または 220

土曜日(祝日を除く)	当金庫	提携信用金庫	その他提携金融機関
8:00 ~ 8:45	無料	110	110 または 220
8:45 ~ 14:00		無料	110
14:00 以降		110	110 または 220

日曜日・祝日・1/1 ~ 1/3	当金庫	提携信用金庫	その他提携金融機関
8:00 ~ 21:00	無料	110	110 または 220

- 提携クレジットカード
平日8時~8時45分および18時以降、土曜日14時以降、日曜日・祝日9時~21時 110円 ただし、提携クレジットカード会社により異なります。直接取引会社にお問い合わせください。
- 12月31日は曜日対応となります。

融資関係手数料 (単位:円)

	商品区分	手数料区分	手数料	
全額繰上返済手数料	消費者ローン (住宅ローンを除く)	ローン借入後5年以内	5,500	
		ローン借入後5年超	無料	
	住宅ローン	固定金利	ローン借入後7年以内	33,000
			ローン借入後7年超	無料
	住宅ローン	変動金利	ローン借入後7年以内	3,300
			ローン借入後7年超	無料
一般証貸	固定金利	全期間一律	全額繰上返済する元金金額 × 0.5% × 特約期間の残存日数 / 365 に消費税を加えた金額	
		変動金利	全期間一律	33,000
一部繰上返済手数料	消費者ローン (住宅ローンを除く)	ローン借入後5年以内	5,500	
		ローン借入後5年超	無料	
	住宅ローン	固定金利	ローン借入後7年以内	22,000
			ローン借入後7年超	5,500
	住宅ローン	変動金利	全期間一律	5,500
			一般証貸	固定金利
一般証貸	変動金利	全期間一律	5,500	
		条件変更手数料	消費者ローン	5,500
条件変更手数料	住宅ローン	固定期間の再選択、借入要項の変更	5,500	
		一般証貸	5,500	
	不動産担保取扱手数料		担保設定金額3千万円以下	33,000
担保設定金額3千万円超5千万円未満			44,000	
担保設定金額5千万円以上			55,000	
住宅ローン一律			22,000	
極度増額・追加担保			22,000	
担保一部解除			5,500	
融資証明書発行手数料		非事業性	1,100	
		事業性	11,000	

店舗一覽

貸…貸金庫設置店
 貸…全自動貸金庫設置店
 両…両替機設置店
 外…外貨両替店
 夜…夜間金庫設置店
投…投資信託取扱業務取扱店
心…AED 設置店
ス…スポーツくじ取扱店

ATM(キャッシュ)コーナーの稼働ご案内

豊川市 (0533)					平 日	土・日・祝 日
01	本店 営業部	末広通3丁目34番地1	89-2300	貸 両 外 夜 投 心 ス	8:00~21:00	8:00~21:00
02	牛久保支店	牛久保町常盤71番地1	86-4155	貸 両 夜 投	8:00~21:00	8:00~21:00
03	諏訪支店	諏訪3丁目20番地	86-4158	貸 両 夜 投 心 ス	8:00~21:00	8:00~21:00
04	国府支店	新栄町2丁目51番地4	87-2151	貸 両 夜 投 心	8:00~21:00	8:00~21:00
05	御津支店	御津町西方長田2番地3	75-3141	貸 夜 投	8:00~21:00	8:00~21:00
06	小坂井支店	伊奈町古当7番地1	72-3161	貸 両 夜 投	8:00~21:00	8:00~21:00
09	一宮支店	一宮町幸211番地	93-2371	貸 両 夜 投 心	8:00~21:00	8:00~21:00
12	新桜支店	新桜町通1丁目18番地1	84-5211	夜 投	8:00~21:00	8:00~21:00
13	いなり支店	旭町17番地	86-3131	貸 両 夜 投 心	8:00~21:00	8:00~21:00
15	御油支店	御油町河田2番地1	88-5131	貸 投	8:00~21:00	8:00~21:00
17	八南支店	市田町中社17番地2	84-5011	貸 両 夜 投 心 ス	8:00~21:00	8:00~21:00
21	音羽支店	赤坂町大日156番地1	88-3641	貸 投	8:00~21:00	8:00~21:00
22	蔵子支店	蔵子6丁目18番地1	84-4123	貸 夜 投	8:00~21:00	8:00~21:00
29	豊支店	東名町1丁目128番地	89-9511	貸 夜 投	8:00~21:00	8:00~21:00
30	三蔵子支店	本野町北浦93番地1	84-8881	貸 夜 投	8:00~21:00	8:00~21:00
61	豊川市役所出張所	諏訪1丁目1番地	89-7727	両	9:00~16:30	—
62	中条出張所	中条町小松100-101番併地	89-5711	投	8:45~19:00	9:00~17:00
63	伊奈出張所	伊奈町南山新田554番地	72-2461	投	8:45~19:00	9:00~17:00

豊橋市 (0532)					平 日	土・日・祝 日
07	豊橋支店	新吉町41番地3	52-0407	貸 夜 投 心	8:00~21:00	8:00~21:00
10	豊橋西支店	東脇4丁目20番地3	31-4361	貸 夜 投 ス	8:00~21:00	8:00~21:00
14	弥生支店	弥生町字東豊和55番地1	47-0711	貸 夜 投	8:00~21:00	8:00~21:00
16	三ノ輪支店	伝馬町169番地	63-3511	貸 両 夜 投 心	8:00~21:00	8:00~21:00
19	二川支店	大岩町字西郷内91番地5	41-5711	貸 投	8:00~21:00	8:00~21:00
23	牛川支店	牛川通5丁目12番地4	55-8171	貸 夜 投	8:00~21:00	8:00~21:00
25	佐藤町支店	つつじが丘2丁目1番地2	64-0111	貸 夜 投 ス	8:00~21:00	8:00~21:00
26	大清水支店	大清水町字大清水5番地1	25-7131	貸 夜 投	8:00~21:00	8:00~21:00
31	菰口支店	菰口町6丁目56番地1	31-3151	貸 夜 投	8:00~21:00	8:00~21:00
32	藤沢支店	柱六番町138番地1	37-7671	貸 夜 投 心	8:00~21:00	8:00~21:00

蒲郡市 (0533)					平 日	土・日・祝 日
11	蒲郡支店	三谷北通4丁目110番地	67-5111	貸 夜 投	8:00~21:00	8:00~21:00
24	蒲郡西支店	竹谷町江畑52番地4	67-8411	貸 投	8:00~21:00	8:00~21:00

新城市 (0536)					平 日	土・日・祝 日
27	鳳来支店	長篠字内金5番地2	32-2611	貸 夜 投	8:00~21:00	8:00~21:00
34	新城中央支店	字町並82-83番併地	22-2216	貸 両 夜 投 ス	8:00~21:00	8:00~21:00

田原市 (0531)					平 日	土・日・祝 日
28	田原支店	赤石1丁目38番地	22-9777	貸 夜 投	8:00~21:00	8:00~21:00

岡崎市 (0564)					平 日	土・日・祝 日
40	岡崎支店	竜美南2丁目1番7	71-3911	貸 投 心	8:00~21:00	8:00~21:00
41	本宿支店	本宿町字西木竹7番地1	48-2554	貸 投 心	8:00~21:00	8:00~21:00

北設楽郡 (0536)					平 日	土・日・祝 日
36	東栄支店	東栄町大字本郷字東万場40番地	76-0151	貸 投	8:45~18:00	—

額田郡 (0564)					平 日	土・日・祝 日
43	幸田支店	幸田町大字芦谷字大西3番地1	62-1151	貸 投	8:00~21:00	8:00~21:00

店舗外自動設備

「ATM(キャッシュ) コーナー」

豊川市

	平日	土・日・祝日
イオン豊川店	9:00～21:00	9:00～21:00
豊川コロナワールド	9:00～21:00	9:00～21:00
クロスモール豊川	10:00～21:00	10:00～21:00
プリオIIビル	9:00～19:00	9:00～17:00
上宿	8:45～19:00	9:00～17:00
総合青山病院	9:00～19:00	9:00～17:00
西小坂井	8:45～19:00	9:00～17:00
豊川市民病院	9:00～17:00	—
フィール豊川店	9:30～19:00	9:30～17:00
遠鉄ストア豊川店	9:30～21:00	9:30～21:00

豊橋市

可知記念病院	9:00～18:00	9:00～17:00
--------	------------	------------

蒲郡市

サンヨネ蒲郡店	10:00～19:00	10:00～17:00
---------	-------------	-------------

新城市

ピアゴ新城店	9:00～21:00	9:00～21:00
--------	------------	------------

北設楽郡

豊根村役場	9:00～17:00	—
-------	------------	---

※ JRセントラルタワーズでは1階桜通口キャッシュコーナー、スカイシャトルキャッシュコーナー、中部国際空港内アクセスプラザキャッシュコーナーの信用金庫共同ATMがご利用いただけます。

休日相談窓口

かわしん休日相談プラザ [本店営業部] (土曜・日曜)〈ただし、12月31日、1月1・2・3日を除く〉

豊川市末広通3丁目34番地1 ローン相談 0120-18-9807
 年金相談 0120-18-9808

営業地区



本 部 豊川市末広通3丁目34番地1 0533-89-1151
 事務センター 豊川市一宮町幸6番地 0533-92-2351
 信金監視センター(24時間受付) 0120-15-1678
 (キャッシュカード・通帳等を盗難・紛失された場合 平日8:45～17:30は各お取引店にて受付をいたします。)



● **当金庫の概要** (2020年3月31日現在)

創業	1937年(昭和12年)11月
本店	豊川市末広通3丁目34番地1
預金	7,961億円
貸出金	3,912億円
出資金	1,514百万円
会員数	40,669人
店舗数	37店舗(本店1、支店33、出張所3)
役員数	537名(役員12名、職員525名)



かわしん

〒442-8520 豊川市末広通3丁目34番地1

TEL (0533) 89-1151(代)

FAX (0533) 89-2466

<https://www.kawa-shin.co.jp/>

Eメール:toyokawa@kawa-shin.co.jp

TOYOKAWA SHINKIN BANK

2020 豊川しんきんの現況

「資料編」

■貸借対照表	1~4
■損益計算書・剰余金処分計算書	5~6
■預金業務・融資業務	7~8
■経営指標	9~10
■その他の業務	11~12
■かわしんグループの業況	13~18



豊かなくらしのお手伝い
豊川信用金庫

貸借対照表

(単位：百万円)

(資産の部)	2018年度 2019年3月末	2019年度 2020年3月末
現金	7,374	7,865
預け金	254,377	283,412
買入金銭債権	343	261
金銭の信託	3,010	3,010
有価証券	179,303	173,883
国債	60,634	54,738
地方債	51,225	51,605
社債	30,491	28,610
株式	3,711	3,325
その他の証券	33,240	35,603
貸出金	417,108	391,297
割引手形	1,838	1,288
手形貸付	33,693	31,693
証書貸付	373,058	349,303
当座貸越	8,518	9,011
その他資産	4,645	4,341
未決済為替貸	363	237
信金中金出資金	3,154	3,154
前払費用	21	31
未収収益	575	491
その他の資産	530	426
有形固定資産	7,100	7,187
建物	2,553	2,678
土地	3,905	3,869
リース資産	253	352
建設仮勘定	108	—
その他の有形固定資産	279	286
無形固定資産	148	123
ソフトウェア	123	99
その他の無形固定資産	25	24
前払年金費用	287	394
繰延税金資産	—	237
債務保証見返	426	476
貸倒引当金	△2,641	△2,783
(うち個別貸倒引当金)	(△2,316)	(△2,396)
資産の部合計	871,485	869,710

(単位：百万円)

(負債の部)	2018年度 2019年3月末	2019年度 2020年3月末
預金積金	781,564	796,124
当座預金	15,419	15,239
普通預金	291,430	318,049
貯蓄預金	2,632	2,581
通知預金	1,124	630
定期預金	418,709	408,736
定期積金	49,045	45,015
その他の預金	3,203	5,872
借入金	49,361	38,257
その他負債	1,992	1,577
未決済為替借	531	321
未払費用	268	328
給付補填備金	33	35
未払法人税等	320	215
前受収益	68	62
払戻未済金	5	10
払戻未済持分	—	—
リース債務	253	352
資産除去債務	68	68
その他の負債	442	184
賞与引当金	153	147
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	184	169
偶発損失引当金	267	261
睡眠預金払戻損失引当金	59	60
繰延税金負債	571	—
再評価に係る繰延税金負債	256	256
債務保証	426	476
負債の部合計	834,839	837,331
(純資産の部)		
出資金	1,524	1,514
普通出資金	1,524	1,514
利益剰余金	32,497	33,040
利益準備金	1,529	1,524
その他利益剰余金	30,967	31,515
特別積立金	29,896	30,376
当期末処分剰余金	1,071	1,139
処分未済持分	△14	△21
会員勘定合計	34,006	34,532
その他有価証券評価差額金	2,294	△2,499
土地再評価差額金	345	345
評価・換算差額等合計	2,639	△2,154
純資産の部合計	36,646	32,378
負債および純資産の部合計	871,485	869,710

単体貸借対照表の注記

(記載上の注意)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式会社および関連法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 10年～50年
その他 2年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。
なお、当金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」といいます。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」といいます。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」といいます。)に係る債権については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,448百万円です。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合監査部が査定結果を監査しています。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,448百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。
また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。
なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。
過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
① 制度全体の積立状況に関する事項(2019年3月31日現在)
年金資産の額 1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,782,453百万円
差引額 △131,803百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2019年3月現在) 0.5852%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円および別途積立金48,949百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金95百万円を費用処理しています。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。
- 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
- 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額 785百万円
- 子会社等の株式または出資金の総額 19百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 945百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 7,681百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 122百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ソフトウェアの一部および事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は234百万円、延滞債権額は12,669百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」といいます。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は463百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は13,368百万円です。
なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は、1,288百万円です。
担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
有価証券 60,180百万円
預け金 8,000百万円
担保資産に対応する債務
預金 6,452百万円
借入金 38,252百万円
上記のほか、為替決済の担保として、預け金45,000百万円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金は164百万円が含まれています。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 1999年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づき算出し、路線価の定められていない地域においては同施行令第2条第2号に定める基準地価に基づき算出しています。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,112百万円
- 出資1口当たりの純資産額 10,845円92銭
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っています。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしています。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、純投資目的および事業推進目的で保有しています。
これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資基本事務規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業店・融資部で行うとともに定期的にリスク管理委員会を開催し、理事会等で報告・審議を行っています。

さらに、与信管理の状況については、融資部および総合監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には経営企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会等に報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、資金運用規程および資金運用基準に従い行われています。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定等で、価格変動リスクの軽減を図っています。

資金証券部で保有している株式のうち、事業推進目的で保有しているものは、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会および理事会等に定期的に報告されています。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」および「借入金」です。

当金庫では、これらの金融資産および金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト（指標金利の上昇といひ、日本円金利1.00%上昇）が生じた場合の経済価値は、14,998百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、通貨ごとに規定された金利ショック幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しています。

30. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）参照）。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めていません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	283,412	283,362	△50
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	172,880	172,880	-
(3) 貸出金	391,297		
貸倒引当金（*1）	△2,397		
	388,899	387,714	△1,184
金融資産計	845,191	843,956	△1,235
(1) 預金積金	796,124	796,150	26
(2) 借入金	38,257	38,172	△84
金融負債計	834,382	834,323	△58

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しています。

なお、一部の預け金については、取引金融機関から提示された価格によっています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。投資信託は、公表されている基準価額によっています。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については31.から32.に記載しています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。

なお、一部の貸出金については、取引金融機関から提示された価格によっています。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	19
非上場株式（*1）（*2）	529
組合出資金（*3）	455
合 計	1,003

（*1）子会社・子法人等株式および非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（*2）当事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っています。

（*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	279,412	389	3,610	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち	17,500	6,586	13,277	6,424	31,925	59,240
満期があるもの						
貸出金（*1）	195,691	27,030	22,586	21,532	26,651	97,805
合 計	492,603	34,005	39,475	27,957	58,576	157,045

（*1）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは「1年以内」に含めています。

(注4) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金積金(*1)	740,204	26,594	21,828	5,315	2,182	-
借入金	21,487	10,471	4,178	2,120	-	-
合計	761,691	37,065	26,006	7,436	2,182	-

(*1) 預金積金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めています。

31. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれています。以下、32. まで同様です。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		-	-	-

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	556	431	124
	債券	125,414	123,122	2,291
	国債	54,738	53,906	832
	地方債	49,215	48,040	1,174
	社債	21,460	21,176	284
	その他	7,053	6,881	171
	小計	133,024	130,436	2,588
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,220	2,697	△476
	債券	9,539	9,561	△22
	国債	-	-	-
	地方債	2,390	2,400	△9
	社債	7,149	7,161	△12
	その他	28,095	32,684	△4,589
	小計	39,855	44,943	△5,087
合計		172,880	175,379	△2,499

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	-	-	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
その他	19,733	848	52
合計	19,733	848	52

33. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,010	-

34. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,415百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが7,007百万円です。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

35. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,635百万円
その他有価証券評価差額金	684百万円
減価償却費	41百万円
賞与引当金	40百万円
その他	307百万円
繰延税金資産小計	2,709百万円
評価性引当額	△2,364百万円
繰延税金資産合計	345百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	108百万円
繰延税金負債合計	108百万円
繰延税金資産の純額	237百万円

2019年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

2020年6月18日

豊川信用金庫
理事長 半田富男

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2018年度 自2018年4月1日 至2019年3月31日	2019年度 自2019年4月1日 至2020年3月31日
経常収益	10,152,868	9,370,529
資金運用収益	7,548,903	7,251,099
貸出金利息	5,329,732	5,003,746
預け金利息	332,398	293,438
コーポレートポートフォリオ利息	—	—
有価証券利息配当	1,808,030	1,874,623
その他の受入利息	78,743	79,291
役務取引等収益	1,136,235	1,114,283
受入為替手数料	561,045	552,504
その他の役務収益	575,189	561,778
その他業務収益	652,751	496,364
外国為替売却益	109	—
外国債等債権売却益	637,824	455,209
その他の債権業務収益	—	—
その他業務収益	14,817	41,155
その他経常収益	814,977	508,782
貸倒引当金戻入益	—	—
債権取立益	141,892	61,963
株式等売却益	510,011	393,085
金銭の信託運用益	77,160	9,043
その他の経常収益	85,913	44,690
経常費用	9,055,185	8,352,633
資金調達費用	211,063	209,149
預給借入金利息	189,963	190,047
補填備金繰入	21,099	19,102
借入金利息	—	—
役務取引等費用	896,909	861,288
支払為替手数料	221,326	223,323
その他の役務費用	675,583	637,964
その他業務費用	3,549	4,934
外国為替売却損	—	15
外国債等債権売却損	—	—
その他の債権業務費用	462	1,138
その他業務費用	3,087	3,780
経費	6,664,671	6,382,859
人物税	4,084,674	3,859,860
物件費	2,386,942	2,313,072
税金	193,054	209,926
その他経常費用	1,278,991	894,401
貸倒引当金繰入額	1,004,107	240,062
貸出金売却損	191,784	469,864
株式等売却損	1,721	52,190
株式等債権売却損	7,500	1,200
金銭の信託運用損	9,631	—
その他の信託運用費用	222	205
その他の経常費用	64,023	130,877
経常利益	1,097,683	1,017,895
特別利益	11,637	33,901
固定資産処分利益	1,387	3,261
その他の特別利益	10,249	30,640
特別損失	86,674	8,889
固定資産処分損失	11,597	8,889
減損損失	63,837	—
その他の特別損失	11,239	—
税引前当期純利益	1,022,646	1,042,908
法人税・住民税および事業税	454,815	381,686
法人税等調整額	38,183	57,658
法人税等合計	492,998	439,344
当期純利益	529,648	603,563
繰越金(当期首残高)	527,892	536,218
土地再評価差額金取崩額	13,799	—
当期末処分剰余金	1,071,340	1,139,781

(記載上の注意)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
2. 子会社との取引による収益総額 2,348 千円
子会社との取引による費用総額 47,285 千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額 200 円 35 銭
4. その他の特別利益には、幸田支店補償金 30,640 千円を計上しています。

(単位：千円)

剰余金処分計算書(単体)

科 目	2018年度 2018年4月1日～ 2019年3月31日	2019年度 2019年4月1日～ 2020年3月31日
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,071,340	1,139,781
利 益 準 備 金 取 崩 額	5,446	10,192
合 計	1,076,786	1,149,974
剰 余 金 処 分 額	540,568	609,966
利 益 準 備 金	—	—
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(年4%) 60,568	(年4%) 59,966
特 別 積 立 金	480,000	550,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	536,218	540,007

■会計監査人による外部監査を受けています

2019年度貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の会計監査を受けています。

■報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および使用人兼務役員の使用人としての職務執行の対価として支払う「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。

また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	209

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」187百万円、「賞与」3百万円、「退職慰労金」18百万円となっています。

なお、賞与は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号および第5号ならびに第2項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれています。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

4. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金業務・融資業務

■預金積金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

区 分	2018 年度	2019 年度
流動性預金	297,774	321,339
定期性預金	486,927	466,046
うち固定金利定期預金	437,228	419,744
うち変動金利定期預金	21	20
その他の	2,844	2,913
預金積金合計	787,546	790,299
譲渡性預金	—	—
合 計	787,546	790,299

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■定期預金残高

(単位：百万円)

区 分	2019 年 3 月末	2020 年 3 月末
定期預金	418,709	408,736
固定金利定期預金	418,689	408,716
変動金利定期預金	20	20

■預金者別預金残高

(単位：百万円)

区 分	2019 年 3 月末		2020 年 3 月末		
	残 高	構成比	残 高	構成比	
個人預金	573,543	73.4%	581,140	73.0%	
法人預金	一般法人	113,763	14.5	115,758	14.5
	金融機関	5,245	0.7	4,374	0.5
	公 金	89,011	11.4	94,850	12.0
	計	208,021	26.6	214,984	27.0
合 計	781,564	100.0	796,124	100.0	

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

区 分	2018 年度	2019 年度
割引手形	1,688	1,537
手形貸付	34,180	31,945
証書貸付	374,253	360,108
当座貸越	7,564	7,911
合 計	417,687	401,502

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円)

区 分	2019 年 3 月末			2020 年 3 月末		
	先 数	金 額	構成比	先 数	金 額	構成比
製造業	579	32,098	7.7%	535	30,784	7.9%
農業、林業	43	978	0.2	46	790	0.2
漁業	8	617	0.1	7	481	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	5	645	0.2	5	586	0.1
建設業	751	25,164	6.0	711	22,529	5.8
電気・ガス・熱供給・水道業	51	3,012	0.7	58	3,828	1.0
情報通信業	15	886	0.2	17	806	0.2
運輸業、郵便業	101	4,657	1.1	94	4,428	1.1
卸売業、小売業	566	22,727	5.4	540	20,704	5.3
金融業、保険業	31	14,556	3.5	28	12,454	3.2
不動産業	756	67,808	16.3	736	65,809	16.8
物品賃貸業	8	494	0.1	6	451	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	47	1,034	0.2	48	1,006	0.3
宿泊業	17	753	0.2	18	765	0.2
飲食業	263	6,059	1.5	246	5,744	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	147	7,342	1.8	145	6,049	1.5
教育、学習支援業	16	600	0.1	17	562	0.1
医療、福祉	160	20,861	5.0	156	19,445	5.0
その他サービス	377	16,300	3.9	363	16,210	4.1
国・地方公共団体等	12	75,521	18.1	11	69,051	17.6
個人（住宅・消費・納税資金等）	18,042	114,986	27.6	17,312	108,806	27.8
合 計	21,995	417,108	100.0	21,099	391,297	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

預金業務・融資業務

■職員1人当りの預金残高・貸出金残高

(単位：人・百万円)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
職 員 数	517	525
1人当り預金残高	1,511	1,539
1人当り貸出金残高	806	756

■1店舗当りの預金残高・貸出金残高

(単位：店・百万円)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
店 舗 数	37	37
1店舗当り預金残高	21,123	21,516
1店舗当り貸出金残高	11,273	10,575

■財形貯蓄残高

(単位：百万円)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
財 形 貯 蓄	10	9

■貸出金固定金利・変動金利残高

(単位：百万円)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
固 定 金 利	189,191	173,706
変 動 金 利	227,917	217,591
合 計	417,108	391,297

■貸出金使途別内訳

(単位：百万円)

区 分	2019年3月末		2020年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
設 備 資 金	215,858	51.8%	205,410	52.5%
運 転 資 金	201,250	48.2	185,887	47.5
合 計	417,108	100.0	391,297	100.0

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
消 費 者 ロ ー ン	113,590	107,322
う ち 住 宅 ロ ー ン	100,590	95,145

■貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
当 金 庫 預 金 積 金	4,035	3,731
有 価 証 券	12	59
不 動 産	79,826	77,051
そ の 他	32	34
小 計	83,907	80,877
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	57,304	54,792
保 証 用	167,433	157,503
信 用	108,463	98,124
合 計	417,108	391,297

■債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
当 金 庫 預 金 積 金	—	39
有 価 証 券	—	—
不 動 産	—	—
そ の 他	38	24
合 計	387	410
合 計	425	475

■代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
信 金 中 央 金 庫	153	233
(株)日本政策金融公庫	56	113
独立行政法人住宅金融支援機構	2,002	1,800
独立行政法人福祉医療機構	304	255
その他の公庫・事業団	64	57
合 計	2,582	2,461

経営指標

■ 預貸率（貸出金÷預金）

（単位：％）

区 分		2018 年度	2019 年度
期 末	現 在	53.36	49.15
期 中	平 均	53.03	50.80

■ 預証率（有価証券÷預金）

（単位：％）

区 分		2018 年度	2019 年度
期 末	現 在	22.94	21.84
期 中	平 均	24.03	20.44

■ 業務粗利益

（単位：百万円）

区 分		2018 年度	2019 年度
資 金 運 用 収 支		7,338	7,042
資 金 運 用 収 益		7,548	7,251
資 金 調 達 費 用		210	208
役 務 取 引 等 収 支		239	252
役 務 取 引 等 収 益		1,136	1,114
役 務 取 引 等 費 用		896	861
そ の 他 の 業 務 収 支		649	491
そ の 他 業 務 収 益		652	496
そ の 他 業 務 費 用		3	4
業 務 粗 利 益		8,226	7,786
業 務 粗 利 益 率		0.95%	0.92%
業 務 純 益		1,610	1,360

- （注）1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（2018年度0.4百万円、2019年度0.6百万円）を控除して表示しています。
 2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
 3. 業務純益とは、金融機関の基本的な業務に係る利益概念です。
 業務純益＝業務粗利益－（経費＋一般貸倒引当金の純繰入額）

■ 業務純益

（単位：千円）

	2018 年度	2019 年度
業 務 純 益		1,360,667
実 質 業 務 純 益		1,422,506
コ ア 業 務 純 益		968,435
コ ア 業 務 純 益 （投資信託解約損益を除く。）		239,099

- （注）1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
 2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ その他業務利益の内訳

（単位：千円）

区 分	2018 年度	2019 年度
外 国 為 替 売 買 損 益	109	△ 15
国 債 等 債 券 損 益	637,362	454,070
そ の 他	11,730	37,374
合 計	649,202	491,430

■ 利益率

（単位：％）

区 分	2018 年度	2019 年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.12	0.11
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.05	0.06

- （注）総資産経常（当期純）利益率＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返除く）平均残高}} \times 100$

■総資金利鞘

(単位：%)

区 分	2018 年度	2019 年度
資 金 運 用 利 回	0.87	0.86
資 金 調 達 原 価 率	0.81	0.78
総 資 金 利 鞘	0.06	0.07

■貸倒引当金

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一 般 貸 倒 引 当 金	2018 年度	345	324	—	345	324
	2019 年度	324	386	—	324	386
個 別 貸 倒 引 当 金	2018 年度	1,480	2,316	188	1,291	2,316
	2019 年度	2,316	2,396	98	2,218	2,396
合 計	2018 年度	1,825	2,641	188	1,636	2,641
	2019 年度	2,641	2,783	98	2,542	2,783

■貸出金償却額

(単位：百万円)

区 分	2018 年度	2019 年度
償 却 額	191	469

■経費の内訳

(単位：百万円)

区 分	2018 年度	2019 年度
人 件 費	4,084	3,859
報酬給与手当	3,251	3,131
その他	833	728
物 件 費	2,386	2,313
事務費	1,041	1,056
うち 旅 費 ・ 交 通 費	2	2
うち 通 信 費	57	57
うち 事 務 機 械 賃 借 料	22	25
うち 事 務 委 託 費	761	768
固定資産費	435	407
うち 土 地 建 物 賃 借 料	101	89
うち 保 全 管 理 費	221	213
事業費	164	136
うち 広 告 宣 伝 費	75	30
うち 交 際 費 ・ 寄 贈 費 ・ 諸 会 費	52	70
人事厚生費	55	50
減価償却費	429	405
その他	260	256
税 金	193	209
合 計	6,664	6,382

■受取利息および支払利息

(単位：百万円)

種 類	2018 年度			2019 年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	103	△ 296	△ 193	△ 441	143	△ 297
うち 貸 出 金	△ 40	△ 193	△ 233	△ 206	△ 119	△ 326
うち 預 け 金	6	△ 31	△ 24	28	△ 67	△ 38
うち コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
うち 有 価 証 券	136	△ 71	64	△ 264	330	66
支 払 利 息	4	△ 90	△ 86	0	△ 3	△ 2
うち 預 金 積 金	4	△ 90	△ 86	0	△ 3	△ 2
うち 借 用 金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めています。

その他の業務

■資金運用・調達勘定平均残高等

(単位：百万円)

種 類	2018 年度			2019 年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	863,256	7,548	0.87%	841,100	7,251	0.86%
うち 貸 出 金	417,687	5,329	1.27	401,502	5,003	1.24
うち 預 け 金	252,783	332	0.13	274,374	293	0.10
うち コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-
うち 有 価 証 券	189,252	1,808	0.95	161,598	1,874	1.16
資 金 調 達 勘 定	844,613	210	0.02	833,333	208	0.02
うち 預 金 積 金	787,546	211	0.02	790,299	209	0.02
うち 借 用 金	59,413	-	-	46,045	-	-

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (2018 年度 4,502 百万円、2019 年度 14,445 百万円)

資金調達勘定は金銭信託等運用見合額の平均残高 (2018 年度 2,346 百万円、2019 年度 3,010 百万円) および利息 (2018 年度 469 千円、2019 年度 602 千円) を、それぞれ控除して表示しています。

■商品有価証券種類別平均残高 該当するものではありません。

■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

2018 年度		1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
債 券		11,888	24,254	19,865	46,115	37,757	2,468
国 債		5,509	13,041	7,234	7,247	27,601	-
地 方 債		1,713	2,454	2,472	35,230	6,884	2,468
短 期 社 債		-	-	-	-	-	-
社 債		4,665	8,758	10,158	3,637	3,272	-
外 国 証 券		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		11,888	24,254	19,865	46,115	37,757	2,468

2019 年度		1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
債 券		17,500	19,864	38,349	18,764	40,475	-
国 債		11,937	8,172	6,148	2,043	26,436	-
地 方 債		1,208	2,442	22,919	14,461	10,573	-
短 期 社 債		-	-	-	-	-	-
社 債		4,354	9,249	9,281	2,259	3,465	-
外 国 証 券		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		17,500	19,864	38,349	18,764	40,475	-

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

種 類	2018 年度		2019 年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	74,825	39.5%	57,117	35.4%
地 方 債	54,081	28.6	50,288	31.1
短 期 社 債	-	-	-	-
社 債	32,017	16.9	29,261	18.1
株 式	2,838	1.5	3,710	2.3
外 国 証 券	156	0.1	-	-
そ の 他	25,333	13.4	21,219	13.1
合 計	189,252	100.0	161,598	100.0

■有価証券の評価損益・時価等情報

1. 売買目的有価証券 該当するものではありません。

2. 満期保有目的の債券 該当するものではありません。

3. 子会社・子法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記「5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載し、本項では記載を省略しています。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,075	1,795	279	556	431	124
	債券	142,150	138,963	3,187	125,414	123,122	2,291
	国債	60,634	59,400	1,233	54,738	53,906	832
	地方債	51,225	49,739	1,485	49,215	48,040	1,174
	社債	30,291	29,822	468	21,460	21,176	284
	その他	14,309	13,826	482	7,053	6,881	171
	小計	158,535	154,586	3,949	133,024	130,436	2,588
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,086	1,231	△144	2,220	2,697	△476
	債券	199	200	△0	9,539	9,561	△22
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	2,390	2,400	△9
	社債	199	200	△0	7,149	7,161	△12
	その他	18,763	19,407	△644	28,095	32,684	△4,589
	小計	20,049	20,839	△789	39,855	44,943	△5,087
合計		178,585	175,425	3,160	172,880	175,379	△2,499

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 上記の「その他」は、投資信託です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	
	2018年度	2019年度
子会社・子法人等株式	19	19
非上場株式	530	529
組合出資金	167	455
合計	717	1,003

(注) 組合出資金は、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されることから、本表に含めています。

■金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

金銭の信託	貸借対照表計上額		当期の損益に含まれた評価差額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
	3,010	3,010	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 満期保有目的の金銭の信託 該当するものではありません。

3. その他の金銭の信託 該当するものではありません。

■信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

下記1～6のデリバティブ取引に該当する取引はありません。

1. 金利関連取引 2. 通貨関連取引 3. 株式関連取引 4. 債券関連取引 5. 商品関連取引 6. クレジットデリバティブ取引

かわしんグループの業況

連結財務諸表

当連結会計年度における事業の概況

2019年度は、「かわしん『共創力』発揮3か年計画」の中間年度にあたり、「支援力・営業力の深化」「経営力・内部態勢の深化」「人材力・組織力の深化」を重点課題として、全面的な業務の見直しを行い、地域と自らの持続性を高めるビジネスモデルの構築に向けた取組みの深化を図りました。

2019年度は、業容面で、前期よりお客さまとの継続的な取引を重視し、ボリューム主義の見直しを図った結果、預金の期末残高は前期比145億円増加の7,955億円、貸出金は前期比△258億円減少の3,912億円となりました。貸出金残高は減少しましたが、預金残高は増加し、取引基盤の拡大は図られました。

収益面では、低金利環境の継続により貸出金利息等利息収益が減収となり、業務純益は1,418百万円と前期比△148百万円の減益となりました。経常利益も1,031百万円と前期比△70百万円の減益となりましたが、特別利益の計上があり、当期純利益は609百万円と前期比78百万円の増益となりました。

連結財務諸表の作成方針

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ①連結される子会社および子法人等（2社）会社名 豊伸ビジネス株式会社、豊伸リース株式会社
 - ②非連結の子会社および子法人等 該当会社なし
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ①持分法適用の非連結の子会社および子法人等、関連法人等 該当会社なし
 - ②持分法非適用の非連結の子会社および子法人等、関連法人等 該当会社なし
- (3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項
連結される子会社および子法人等の決算日は次のとおりです。 3月末日 2社
- (4) のれん償却に関する事項
該当会社なし
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

区 分	2018年度 2019年3月末	2019年度 2020年3月末
(資 産 の 部)	金 額	金 額
現金および預け金	261,751	291,278
買入手形およびコールローン	343	261
金 銭 の 信 託	3,010	3,010
有 価 証 券	179,332	173,909
貸 出 金	417,108	391,297
そ の 他 資 産	6,521	5,930
有 形 固 定 資 産	7,174	7,262
建 物	2,560	2,685
土 地	3,970	3,934
その他の有形固定資産	643	642
無 形 固 定 資 産	148	124
ソ フ ト ウ ェ ア	123	99
その他の無形固定資産	25	24
退職給付に係る資産	287	394
繰延税金資産	—	239
債務保証見返	2,772	2,446
貸倒引当金	△2,676	△2,816
資 産 の 部 合 計	875,776	873,339

区 分	2018年度 2019年3月末	2019年度 2020年3月末
(負 債 の 部)	金 額	金 額
預 金 積 金	780,933	795,531
借 用 金	49,361	38,257
そ の 他 負 債	4,090	3,359
賞 与 引 当 金	156	148
退職給付に係る負債	20	5
役員退職慰労引当金	191	178
偶発損失引当金	267	261
睡眠預金払戻損失引当金	59	60
繰延税金負債	569	—
再評価に係る繰延税金負債	256	256
債 務 保 証	2,772	2,446
負 債 の 部 合 計	838,680	840,505
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	1,524	1,514
利 益 剰 余 金	32,696	33,245
処分未済持分	△15	△22
会 員 勘 定 合 計	34,205	34,737
₁ 其他有価証券評価差額金	2,303	△2,491
₂ 土地再評価差額金	345	345
₃ 評価・換算差額等合計	2,648	△2,146
非支配株主持分	240	242
純 資 産 の 部 合 計	37,095	32,834
負債および純資産の部合計	875,776	873,339

連結貸借対照表の注記

(記載上の注意)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	10年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社および子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しています。

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。なお、当金庫利用のソフトウェアについては、当金庫ならびに連結される子会社および子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」といいます。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」といいます。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」といいます。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合監査部が査定結果を監査しています。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,448百万円です。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
- 退職給付債務の査定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。

なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理

「退職給付に係る資産」および「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額と年金資産の額の差額を計上しています。

なお、連結される子会社等は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

当金庫ならびに連結される子会社および子法人等は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫ならびに連結される子会社および子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫ならびに連結される子会社および子法人等の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりです。

① 制度全体の積立状況に関する事項(2019年3月31日現在)	
年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円

- ② 制度全体に占める当金庫ならびに連結される子会社および子法人等の掛金拠出割合(2019年3月現在)

0.5988%

- ③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円および別途積立金48,949百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫ならびに連結される子会社および子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金97百万円を費用処理しています。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記②の割合は当金庫ならびに連結される子会社および子法人等の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

12. 睡眠債金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しています。

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。

14. 当金庫の消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっており、連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

15. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額 785百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 7,755百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額 122百万円

18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、ソフトウェアの一部および事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は234百万円、延滞債権額は12,669百万円です。なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

20. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は463百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は13,368百万円です。

なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は、1,288百万円です。

24. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
有価証券	60,180百万円
預け金	8,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,452百万円
借入金	38,252百万円

上記のほか、為替決済の担保として預け金45,000百万円を差し入れています。

また、その他の資産には、保証金164百万円が含まれています。

25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づき算定し、路線価の定められていない地域においては同施行令第2条第2号に定める基準地価に基づき算定しています。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,112百万円

26. 出資1口当たりの純資産額 11,002円69銭

27. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っています。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理（ALM）をしています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、純投資目的および事業推進目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、融資基本事務規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業店・融資部で行うとともに定期的にリスク管理委員会を開催し、理事会等で報告・審議を行っています。

さらに、与信管理の状況については、融資部および総合監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には経営企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会等に報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、資金運用規程および資金運用基準に従い行われています。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定等で、価格変動リスクの軽減を図っています。

資金証券部で保有している株式のうち、事業推進目的で保有しているものは、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会および理事会等に定期的に報告されています。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」および「借入金」です。

当金庫グループでは、これらの金融資産および金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末現在、上方パラレルシフト（指標金利の上昇といい、日本円金利1.00%上昇）が生じた場合の経済価値は、15,005百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、通貨ごとに規定された金利ショック幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しています。

28. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）参照）。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めていません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	283,412	283,362	△ 50
(2) 有価証券	-	-	-
満期保有目的の債券	172,924	172,924	-
その他有価証券	391,297	-	-
(3) 貸出金	△ 2,397	-	-
貸倒引当金（* 1）	388,899	387,714	△ 1,184
金融資産計	845,236	844,001	△ 1,235
(1) 預金積金	795,531	795,557	26
(2) 借入金	38,257	38,172	△ 84
金融負債計	833,788	833,730	△ 58

（* 1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しています。

なお、一部の預け金については、取引金融機関から提示された価格によっています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。投資信託は、公表されている基準価額によっています。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については29.から30.に記載しています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。

なお、一部の貸出金については、取引金融機関から提示された価格によっています。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫ならびに連結される子会社および子法人等の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	529
組外出資金(*3)	455
合計	984

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
 (*2) 当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っています。
 (*3) 組外出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	279,412	389	3,610	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち 満期があるもの	17,500	6,586	13,277	6,424	31,925	59,240
貸出金(*1)	195,691	27,030	22,586	21,532	26,651	97,805
合計	492,603	34,005	39,475	27,957	58,576	157,045

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは「1年以内」に含めています。

(注4) 借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金積金(*1)	739,611	26,594	21,828	5,315	2,182	-
借入金	21,487	10,471	4,178	2,120	-	-
合計	761,098	37,065	26,006	7,436	2,182	-

(*1) 預金積金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めています。

29. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれています。以下、30. まで同様です。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		-	-	-

その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	600	448	152
	債券	125,414	123,122	2,291
	国債	54,738	53,906	832
	地方債	49,215	48,040	1,174
	社債	21,460	21,176	284
	その他	7,053	6,881	171
	小計	133,068	130,453	2,615
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,220	2,697	△476
	債券	9,539	9,561	△22
	国債	-	-	-
	地方債	2,390	2,400	△9
	社債	7,149	7,161	△12
	その他	28,095	32,684	△4,589
	小計	39,855	44,943	△5,087
合計		172,924	175,396	△2,472

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	-	-	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
その他	19,733	848	52
合計	19,733	848	52

31. 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,010	-

32. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。

これらの契約に係る融資未実行残高は、21,415百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが7,007百万円です。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫ならびに連結される子会社および子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫ならびに連結される子会社および子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

33. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりです。

退職給付債務	△2,571百万円
年金資産(時価)	3,293百万円
未積立退職給付債務	721百万円
会計基準変更時差異の未処理額	－百万円
未認識数理計算上の差異	△332百万円
未認識過去勤務費用(債務の減額)	－百万円
連結貸借対照表計上額の純額	388百万円
退職給付に係る資産	394百万円
退職給付に係る負債	△5百万円

かわしんグループの業況

■連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	2018年度	2019年度
	自2018年4月1日 至2019年3月31日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
経常収益	10,323,293	9,541,500
資金運用収益	7,550,215	7,252,735
貸出金利息	5,329,732	5,003,746
預け金利息	332,398	293,438
買入手形利息およびコールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	1,809,342	1,876,259
その他の受入利息	78,743	79,291
役務取引等収益	1,136,235	1,114,283
その他業務収益	821,597	665,680
その他経常収益	815,245	508,801
貸倒引当金戻入益	123	—
償却債権取立益	141,892	61,963
その他の経常収益	673,229	446,838
経常費用	9,221,100	8,509,528
資金調達費用	211,036	209,123
預金利息	189,936	190,021
給付補填備金繰入額	21,099	19,102
借入金利息	—	—
役務取引等費用	896,909	861,288
その他業務費用	133,816	141,252
経費	6,700,346	6,403,462
その他経常費用	1,278,991	894,401
貸倒引当金繰入額	1,004,107	240,062
その他の経常費用	274,883	654,338
経常利益	1,102,192	1,031,972
特別利益	11,637	33,901
固定資産処分益	1,387	3,261
その他の特別利益	10,249	30,640
特別損失	86,674	8,889
固定資産処分損失	11,597	8,889
減損損失	63,837	—
その他の特別損失	11,239	—
税金等調整前当期純利益	1,027,156	1,056,984
法人税、住民税および事業税	461,594	385,157
法人税等調整額	33,347	57,626
法人税等合計	494,942	442,784
当期純利益	532,214	614,200
非支配株主に帰属する当期純利益	1,402	4,556
親会社株主に帰属する当期純利益	530,811	609,643

(記載上の注意)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 202円37銭
- その他の特別利益には、幸田支店補償金 30,640千円を計上しています。

■連結剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	2018年度	2019年度
	自2018年4月1日 至2019年3月31日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
利益剰余金期首残高	32,213,015	32,696,693
利益剰余金増加高	544,611	609,643
親会社株主に帰属する当期純利益	530,811	609,643
土地再評価差額金取崩額	13,799	—
利益剰余金減少高	60,932	60,542
配当金	60,932	60,542
利益剰余金期末残高	32,696,693	33,245,794

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

■信用金庫グループの主な事業の内容

かわしんグループは、当金庫、子会社1社、子法人等1社、の計3社で構成され、預金業務、貸出業務、為替業務等の信用金庫業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しています。

連結した子会社および子法人等は「豊伸ビジネス株式会社」、「豊伸リース株式会社」の2社です。「豊伸ビジネス株式会社」は現金の精査整理業務および事務の集中業務等について、当金庫より業務を受託しています。「豊伸リース株式会社」はリース業務を行っています。

■組 織

(2020年3月31日現在)



■子会社等の概況

会社名 所在地	豊伸ビジネス株式会社 豊川市中条町小松 100 番地	豊伸リース株式会社 豊川市旭町 10 番地
資本金 (百万円)	10	20
設立 年月日	1993年7月8日	1984年12月6日
主な 事業の内容	営業店事務の 集中業務	リース業務
当金庫 議決権比率	100%	45%
子会社等の 議決権比率	—	—
支配 関係	子会社	子法人等

かわしんグループの業況

■連結経営指標等

(単位：百万円)

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
連結経常収益	11,192	10,482	9,998	10,323	9,541
連結経常利益	1,855	1,834	1,300	1,102	1,031
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,321	1,056	1,029	530	609
連結純資産額	35,957	36,577	36,566	37,095	32,834
連結総資産額	797,450	862,262	917,600	875,776	873,339
連結自己資本比率	10.39%	10.24%	10.02%	10.14%	10.33%

■連結リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分	2019年3月末	2020年3月末
破綻先債権に該当する貸出金	348	239
延滞債権に該当する貸出金	12,299	12,702
3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	44	—
貸出条件緩和債権に該当する貸出金	465	463
合 計	13,158	13,406

■事業の業種別セグメント情報

(単位：百万円)

区 分	信用金庫業		リース業		その他の事業		計		消去または全社		連 結	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
I 経常収益												
(1) 外部顧客に対する 経常収益	10,152	9,370	170	170	0	0	10,323	9,541	—	—	10,323	9,541
(2) セグメント間の 内部経常収益	—	—	31	39	60	47	91	86	△91	△86	—	—
計	10,152	9,370	201	210	60	47	10,414	9,628	△91	△86	10,323	9,541
経 常 費 用	9,055	8,352	198	198	58	44	9,312	8,595	△91	△86	9,221	8,509
経 常 利 益 (△は経常損失)	1,097	1,017	3	11	1	3	1,102	1,032	△0	△0	1,102	1,031
II 資 産	871,485	869,710	5,140	4,556	55	38	876,681	874,305	△905	△965	875,776	873,339

I. 単体自己資本比率を算出する場合における 事業年度の開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されています。

2. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円)

項 目	2018 年度	2019 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	33,945	34,472
うち、出資金および資本剰余金の額	1,524	1,514
うち、利益剰余金の額	32,497	33,040
うち、外部流出予定額 (△)	60	59
うち、上記以外に該当するものの額	△ 14	△ 21
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	324	386
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	324	386
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	135	108
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	34,406	34,967
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	107	89
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	107	89
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	208	286
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	316	376
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	34,089	34,591
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	320,255	319,739
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 823	△ 823
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	601	601
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	14,460	14,163
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	334,716	333,902
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.18%	10.35%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しています。
なお、当金庫は国内基準金庫です。

3. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより、自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しています。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。この収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された実現性の高いものです。

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	320,255	12,810	319,739	12,789
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	305,803	12,232	303,603	12,144
ソブリン向け	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	40,177	1,607	46,251	1,850
法人等向け	89,462	3,578	83,213	3,328
中小企業等向けおよび個人向け	69,259	2,770	66,276	2,651
抵当権付住宅ローン	15,079	603	14,433	577
不動産取得等事業向け	58,060	2,322	55,183	2,207
3カ月以上延滞等	748	29	1,207	48
信用保証協会等による保証付	2,402	96	2,206	88
出資等	16,904	676	21,272	850
出資等のエクスポージャー	16,904	676	21,272	850
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	13,708	548	13,555	542
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,154	126	3,154	126
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	394	15	307	12
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,783	311	7,719	308
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	15,276	611	16,959	678
ルック・スルー方式	15,276	611	16,959	678
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	601	24	601	24
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥ CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額	14,460	578	14,163	566
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	334,716	13,388	333,902	13,356

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、国際決済銀行等、我が国の地方公共団体、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。

4. 「3カ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

● リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクを言います。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識して、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」に基づき、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価については、信用格付制度を導入して、信用リスクの計量化を図っています。

上記、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会等に報告する体制を整備しています。

貸倒引当金は、「自己査定基準」および「資産査定等に関わる償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、次のとおりです。

- ① 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ② 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ④ S&Pグローバル・レーティング（S&P）
- ⑤ フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

● カントリー・リスク・スコアについては、株式会社日本貿易保険（NEXI）の「国カテゴリー表」のランクを使用しています。

● 投資信託（ファンド）については、運用会社の格付使用基準に従い分類されたリスク・ウェイトを適用しています。

● エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

● 法人等向けエクスポージャー

- ① 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ② 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ④ S&Pグローバル・レーティング（S&P）
- ⑤ フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

● 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー

カントリー・リスク・スコア（株式会社日本貿易保険）

● 金融機関・第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー

カントリー・リスク・スコア（株式会社日本貿易保険）

● 投資信託（ファンド）については、運用会社の格付使用基準に従い分類されたリスク・ウェイトを適用しています。

ア. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位: 百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3カ月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引			
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国	内	—	—	—	—	142,740	136,361	—	—	—	—
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計		—	—	—	—	142,740	136,361	—	—	—	—
製造業		36,738	36,215	34,230	33,780	2,508	2,435	—	—	139	98
農業、林業		1,004	810	1,004	810	—	—	—	—	0	0
漁業		620	484	620	484	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業		645	586	645	586	—	—	—	—	—	—
建設業		26,379	23,646	26,379	23,646	—	—	—	—	128	120
電気・ガス・熱供給・ 水道業		5,218	5,933	3,018	3,833	2,199	2,099	—	—	—	—
情報通信業		1,547	1,467	899	819	648	648	—	—	—	—
運輸業、郵便業		5,229	4,933	4,824	4,528	405	405	—	—	—	—
卸売業、小売業		24,484	22,308	24,126	22,046	357	261	—	—	0	113
金融業、保険業		27,809	25,415	15,298	13,203	12,511	12,211	—	—	18	14
不動産業		68,068	66,058	68,037	66,028	30	30	—	—	474	809
物品賃貸業		494	451	494	451	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業		1,168	1,138	1,168	1,138	—	—	—	—	—	—
宿泊業		857	837	857	837	0	0	—	—	12	0
飲食業		6,158	5,848	6,158	5,848	—	—	—	—	33	47
生活関連サービス業、 娯楽業		7,410	6,433	7,408	6,162	2	270	—	—	49	47
教育、学習支援業		600	562	600	562	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		20,921	19,499	20,921	19,499	—	—	—	—	—	—
その他のサービス		16,784	16,648	16,770	16,634	13	13	—	—	0	28
国・地方公共団体等		199,585	187,036	75,521	69,051	124,063	117,985	—	—	—	—
個人		130,126	123,350	130,126	123,350	—	—	—	—	129	150
その他		289,112	322,827	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計		870,966	872,493	439,113	413,304	142,740	136,361	—	—	987	1,432
1年以下		36,697	43,593	24,849	26,151	11,848	17,442	—	—	—	—
1年超3年以下		44,214	34,485	20,253	14,938	23,961	19,547	—	—	—	—
3年超5年以下		42,987	57,553	23,651	20,010	19,335	37,542	—	—	—	—
5年超7年以下		64,234	37,539	19,541	19,210	44,693	18,329	—	—	—	—
7年超10年以下		77,077	76,860	40,125	37,037	36,952	39,823	—	—	—	—
10年超		282,541	264,938	280,170	264,938	2,371	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの		323,212	357,522	30,523	31,018	3,576	3,677	—	—	—	—
残存期間別合計		870,966	872,493	439,113	413,304	142,740	136,361	—	—	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略していますが、有価証券は外国銀行等の発行する投資有価証券を含んでいるので、「地域別」の区分を行っています。

2. 「3カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

イ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	345	324	—	345	324
	2019年度	324	386	—	324	386
個別貸倒引当金	2018年度	1,480	2,316	188	1,291	2,316
	2019年度	2,316	2,396	98	2,218	2,396
合計	2018年度	1,825	2,641	188	1,636	2,641
	2019年度	2,641	2,783	98	2,542	2,783

(注)自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っていますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めていません。

ウ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製造業	173	149	149	146	13	8	159	141	149	146	16	18
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	92	107	107	90	—	17	92	90	107	90	152	24
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	66	21	21	128	32	16	34	4	21	128	5	294
金融業、保険業	44	5	5	1	26	—	18	5	5	1	—	—
不動産業	597	1,579	1,579	1,601	107	25	490	1,553	1,579	1,601	—	85
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	9	11	11	0	—	10	9	0	11	0	—	1
飲食業	85	98	98	80	—	17	85	80	98	80	11	—
生活関連サービス業、娯楽業	146	125	125	113	3	0	143	124	125	113	5	2
教育、学習支援業	5	4	4	4	—	—	5	4	4	4	—	—
医療・福祉	3	2	2	0	—	—	3	2	2	0	—	—
その他サービス	42	9	9	33	—	—	42	9	9	33	—	42
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	56	44	44	38	5	—	51	44	44	38	0	—
合計	1,325	2,160	2,160	2,241	188	98	1,136	2,062	2,160	2,241	191	469

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

エ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	286,815	—	272,022
10%	—	24,302	—	22,282
20%	—	201,248	—	231,494
35%	—	43,461	—	41,585
50%	20,015	738	19,957	820
75%	—	86,834	—	82,086
100%	—	182,940	—	177,202
150%	—	282	—	544
200%	—	—	—	—
250%	—	157	—	122
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	846,796		848,118	

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、不動産担保や信用保証協会の保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくよう適切な取扱いに努めています。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が取り扱う主要な担保には預金積金、不動産等があり、担保に関する手続きについては、「不動産担保規程」等により、適切な取扱いならびに適正な評価、管理を行っています。

一方、当金庫が取り扱う保証には、信用保証協会保証、(一社)しんきん保証等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、与信取引の範囲内において預金相殺等をする場合がありますが、「相殺に関する事務規程」等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		12,815	10,880	55,823	54,457	—	—
	①ソブリン向け	—	—	2,731	3,629	—	—
	②金融機関・第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
	③法人等向け	5,241	4,423	6,027	5,243	—	—
	④中小企業等・個人向け	6,247	5,314	35,271	34,216	—	—
	⑤抵当権付住宅ローン	367	340	10,954	10,700	—	—
	⑥不動産取得等事業向け	959	801	783	666	—	—
	⑦三月以上延滞等	—	—	55	0	—	—

(注)1. 当金庫は、適格金融機関資産担保について簡便手法を用いています。

2. 当金庫は、クレジット・デリバティブの取扱いを行っていません。

(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引については、運用における金利変動リスク等のリスクヘッジを目的とし、適切なポジション管理と報告体制のもとで取引を行うこととしています。

当金庫本体での派生商品取引はありませんが、保有している投資信託の裏付資産の一部に派生商品取引残高があります。

投資信託については、各運用会社の運用基準に従って取引され、その評価は日々の基準単価として時価評価されています。

リスク資本の割当については、統合的リスク管理として、市場部門に一定額のリスク資本を配賦し、金利リスクや価格変動リスク等の各市場関連リスクをリスク資本内で適切に管理しています。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

● 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	2018 年度	2019 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—
グロス再構築コストの額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2018 年度	2019 年度	2018 年度	2019 年度
(I) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(II) 金利関連取引	—	—	—	—
(III) 株式関連取引	—	—	—	—
(IV) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

● リスク管理の方針およびリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫における証券化取引は、オリジネーター(一般的に証券の裏付けとなる原資産の保有者をいいます。)としての取引は行わず、投資家として運用資産の一環として保有することとしています。

証券化取引には、信用リスクおよび市場リスク等が内包されますが、投資・保有を行う際は、資金運用基準等に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うものとしています。

なお、当金庫は、現在証券化取引および再証券化取引は行っておらず、エクスポージャーもありません。

● 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概況

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、運用部門は次の事項を事前に確認し、リスク管理統括部門と協議を行ったうえで、最終決定することとしています。

- ①市場環境、当該証券化エクスポージャーおよびその裏付け資産に係る市場の状況等。
- ②当該証券化エクスポージャーに関するモニタリング等に必要となる各種の情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であること。

また、証券化エクスポージャー保有期間中、リスク管理統括部門は保有している証券化エクスポージャーについて、定期的および適時、当該証券化エクスポージャーおよびその裏付け資産に係る情報を関係先(日本証券業協会、証券会社等)から収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の充分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行い、対応について協議を行うこととしています。

なお、再証券化取引についても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行うこととしています。

● 信用リスク削減手法として証券化取引を行う場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引および再証券化取引を用いていません。

● 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、外部格付のある証券化エクスポージャーについては外部格付準拠方式 (SEC-ERBA) を、無格付の証券化エクスポージャーについては推定格付がある場合は外部格付準拠方式 (SEC-ERBA) を、ない場合は標準的手法準拠方式 (SEC-SA) を用いて算出します。

再証券化エクスポージャーについては、標準的手法準拠方式を用いて算出します。

● 金庫の子法人等(連結子法人等を除く)および関連法人等のうち、証券化取引(証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないことから、当金庫の子法人等(連結子法人等を除く)関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有していません。

● 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産および金融負債の発生および消滅の認識、その評価および会計処理については、企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」等に準拠しており、時価を認識することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格およびこれに準じるものとして合理的に算定された価格(ブローカーまたは情報ベンダー等から入手)による評価を実施しています。

● 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

● 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、次のとおりです。

なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに使用する適格格付機関を分類はしていません。

- ①株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ②株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④S&Pグローバル・レーティング (S & P)
- ⑤フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

● 投資信託(ファンド)については、運用会社の格付使用基準に従い分類されたリスク・ウェイトを適用しています。

ア. オリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項はありません。

イ. 投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項はありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定出資等または株式等エクスポージャーとしては、上場株式、非上場株式、子会社・子法人株式、上場株式投資信託（株価指数連動型投資信託・上場不動産投資信託）、その他出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場株式投資信託にかかるリスクの認識については、毎日時価評価を行い、VaRによりリスク量を把握するとともに、運用状況や市場環境の変化に応じては適宜理事会等に諮り、投資継続の是非を協議しています。

また、非上場株式、子会社・子法人株式、その他出資金については、当金庫が定める「自己査定基準」等に基づき、適切な資産査定を行っています。リスクの状況については、定期的なモニタリングを実施し、必要に応じて理事会等に諮り、適切なリスク管理に努めています。

なお、株式等取引にかかる会計処理については当金庫が定める「有価証券に係る会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従い、適正な処理を行っています。

① 貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	16,338	16,338	17,173	17,173
非上場株式等	3,908	3,908	3,906	3,906
合 計	20,246	20,246	21,080	21,080

② 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
売 却 益	641	848
売 却 損	—	43
償 却	7	1

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	32	△ 3,502

④ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	23,134	25,485
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

● 定性的事項

① リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の経済価値や、貸出金や借入金の金利差等から得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。

金利リスクについては、 Δ EVE および Δ NII（注）に加え、VaR 等の指標により、半期ごとのリスク管理方針において決定されたリスク資本配賦額の中で管理を行い、リスク量の評価は、毎月、理事会等に報告し、必要に応じて対応を協議しています。

（注）金利ショックによる経済的価値の減少額（ Δ EVE）および期間収益の減少額（ Δ NII）として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものです。

② 金利リスクの算定方法の概要

ア. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII ならびにこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25 年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5 年
流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）およびその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提	考慮していません
複数の通貨の集計方法およびその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。また、重要性の観点より、総資産残高に対する保有割合が極めて低い通貨については、計測対象外としています。
スプレッドに関する前提	考慮していません
内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは、使用していません
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	算定方法に変動はありません
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期の重要性テスト（金利リスク / 自己資本の額）の結果は、基準値である自己資本の 20%を超えています。自己資本額から最低維持自己資本額を除いた自己資本余裕額の範囲内に収まっています。また、金利環境の急変により金利リスクの拡大が懸念される場合には、機動的に対応することとしています。

イ. 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

金利ショックに関する説明	金利リスク管理では、VaR によるリスク限度額管理を行っており、円金利の 99%タイル金利ショック、過去 1 年間の金利変動、過去最大の金利上昇、100BPV 等のストレス・テストや金利変動シナリオシミュレーションを毎月実施し、自己資本への影響度を検証しています。
金利リスク計測の前提およびその意味	VaR 計測の前提 保有期間：6 か月、観測期間：1 年、信頼区間：99%

● 定量的事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末
1	上方パラレルシフト	14,998	17,060	872	
2	下方パラレルシフト	0	0	12	
3	スティープ化	14,070	15,820		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,998	17,060	872	
		ホ		ヘ	
		2020年3月末		2019年3月末	
8	自己資本の額	34,591		34,089	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的事項」の項目に記載しています。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき2020年3月末分のみを開示しています。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

● リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクです。

当金庫では「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止および発生時の損失の極小化に努めています。特に、事務リスク管理については、事務規程等を整備し、日頃の事務指導や研修により、事務品質の向上に努めています。システムリスクについては、定期的な点検検査とシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めています。その他のリスクについては、苦情に対する適切な処理、個人情報情報の厳正な管理および情報セキュリティ体制を整備しています。

また、これらのリスクに関しては、リスク管理委員会において協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する体制を整備しています。

● オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しています。

Ⅱ. 連結自己資本比率を算出する場合における 連結会計年度の開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫グループの自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されています。

2. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2018 年度	2019 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	34,144	34,676
うち、出資金および資本剰余金の額	1,524	1,514
うち、利益剰余金の額	32,696	33,245
うち、外部流出予定額 (△)	61	61
うち、上記以外に該当するものの額	△ 15	△ 22
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	327	392
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	327	392
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	135	108
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	120	97
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	34,726	35,274
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	108	90
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	108	90
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	208	286
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	316	376
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	34,410	34,898
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	324,546	323,380
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 823	△ 823
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	601	601
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	14,478	14,210
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	339,025	337,590
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.14%	10.33%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しています。

なお、当金庫グループは国内基準金庫です。

3. 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

会社名	所要自己資本を下回った額
該当ありません	

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	324,546	12,981	323,380	12,935
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	310,094	12,403	307,243	12,289
ソブリン向け	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	40,177	1,607	46,251	1,850
法人等向け	89,462	3,578	83,213	3,328
中小企業等向けおよび個人向け	69,259	2,770	66,276	2,651
抵当権付住宅ローン	15,079	603	14,433	577
不動産取得等事業向け	58,060	2,322	55,183	2,207
3カ月以上延滞等	748	29	1,207	48
信用保証協会等による保証付	2,402	96	2,206	88
出資等	16,904	676	21,272	850
出資等のエクスポージャー	16,904	676	21,272	850
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	17,999	719	17,196	687
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,154	126	3,154	126
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	424	16	343	13
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	12,044	481	11,323	452
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	15,276	611	16,959	678
ルック・スルー方式	15,276	611	16,959	678
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	601	24	601	24
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	57
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	14,478	579	14,210	568
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	339,025	13,561	337,590	13,503

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、国際決済銀行等、我が国の地方公共団体、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。
 4. 「3カ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

ア. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3カ月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引			
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国	内	—	—	—	—	142,740	136,361	—	—	—	—
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別	合計	—	—	—	—	142,740	136,361	—	—	—	—
製造業		36,738	36,215	34,230	33,780	2,508	2,435	—	—	139	98
農業、林業		1,004	810	1,004	810	—	—	—	—	0	0
漁業		620	484	620	484	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業		645	586	645	586	—	—	—	—	—	—
建設業		26,379	23,646	26,379	23,646	—	—	—	—	128	120
電気・ガス・熱供給・ 水道業		5,218	5,933	3,018	3,833	2,199	2,099	—	—	—	—
情報通信業		1,547	1,467	899	819	648	648	—	—	—	—
運輸業、郵便業		5,229	4,933	4,824	4,528	405	405	—	—	—	—
卸売業、小売業		24,484	22,308	24,126	22,046	357	261	—	—	0	113
金融業、保険業		27,809	25,415	15,298	13,203	12,511	12,211	—	—	18	14
不動産業		68,068	66,058	68,037	66,028	30	30	—	—	474	809
物品賃貸業		494	451	494	451	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業		1,168	1,138	1,168	1,138	—	—	—	—	—	—
宿泊業		857	837	857	837	0	0	—	—	12	0
飲食業		6,158	5,848	6,158	5,848	—	—	—	—	33	47
生活関連サービス業、 娯楽業		7,410	6,433	7,408	6,162	2	270	—	—	49	47
教育、学習支援業		600	562	600	562	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		20,921	19,499	20,921	19,499	—	—	—	—	—	—
その他のサービス		16,784	16,648	16,770	16,634	13	13	—	—	0	28
国・地方公共団体等		199,585	187,036	75,521	69,051	124,063	117,985	—	—	—	—
個人		130,126	123,350	130,126	123,350	—	—	—	—	129	150
その他		293,407	326,462	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別	合計	875,260	876,128	439,113	413,304	142,740	136,361	—	—	987	1,432
1年以下		36,697	43,593	24,849	26,151	11,848	17,442	—	—		
1年超3年以下		44,214	34,485	20,253	14,938	23,961	19,547	—	—		
3年超5年以下		42,987	57,553	23,651	20,010	19,335	37,542	—	—		
5年超7年以下		64,234	37,539	19,541	19,210	44,693	18,329	—	—		
7年超10年以下		77,077	76,860	40,125	37,037	36,952	39,823	—	—		
10年超		282,541	264,938	280,170	264,938	2,371	—	—	—		
期間の定めのないもの		327,507	361,157	30,523	31,018	3,576	3,677	—	—		
残存期間別	合計	875,260	876,128	439,113	413,304	142,740	136,361	—	—		

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略していますが、有価証券は外国銀行等の発行する投資有価証券を含んでいるので、「地域別」の区分を行っています。
 2. 「3カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

イ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	347	327	—	347	327
	2019年度	327	392	—	327	392
個別貸倒引当金	2018年度	1,499	2,348	188	1,311	2,348
	2019年度	2,348	2,423	98	2,250	2,423
合計	2018年度	1,847	2,676	188	1,658	2,676
	2019年度	2,676	2,816	98	2,578	2,816

(注)自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っていますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めていません。

ウ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製造業	180	154	154	151	13	8	166	146	154	151	16	18
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	95	111	111	90	—	17	95	93	111	90	152	24
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	66	21	21	129	32	16	34	4	21	129	5	294
金融業、保険業	44	5	5	1	26	—	18	5	5	1	—	—
不動産業	601	1,583	1,583	1,601	107	25	493	1,557	1,583	1,601	—	85
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	9	11	11	0	—	10	9	0	11	0	—	1
飲食業	91	112	112	80	—	17	91	95	112	80	11	—
生活関連サービス業、娯楽業	146	126	126	114	3	0	143	125	126	114	5	2
教育、学習支援業	5	4	4	4	—	—	5	4	4	4	—	—
医療・福祉	3	3	3	0	—	—	3	3	3	0	—	—
その他サービス	42	14	14	39	—	—	42	14	14	39	—	42
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	56	44	44	53	5	—	51	44	44	53	0	—
合計	1,345	2,193	2,193	2,268	188	98	1,156	2,095	2,193	2,268	191	469

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

エ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	286,815	—	272,022
10%	—	24,302	—	22,282
20%	—	201,248	—	231,494
35%	—	43,461	—	41,585
50%	20,015	738	19,957	820
75%	—	86,834	—	82,086
100%	—	184,856	—	178,837
150%	—	282	—	544
200%	—	—	—	—
250%	—	169	—	137
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	848,724		849,768	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		12,815	10,880	55,823	54,457	—	—
	①ソブリン向け	—	—	2,731	3,629	—	—
	②金融機関・第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
	③法人等向け	5,241	4,423	6,027	5,243	—	—
	④中小企業等・個人向け	6,247	5,314	35,271	34,216	—	—
	⑤抵当権付住宅ローン	367	340	10,954	10,700	—	—
	⑥不動産取得等事業向け	959	801	783	666	—	—
	⑦三月以上延滞等	—	—	55	0	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融機関資産担保について簡便手法を用いています。
2. 当金庫は、クレジット・デリバティブの取扱いを行っていません。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	2018年度	2019年度
	与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—
グロス再構築コストの額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
(I) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(II) 金利関連取引	—	—	—	—
(III) 株式関連取引	—	—	—	—
(IV) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

ア. 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項はありません。

イ. 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項はありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	16,386	16,386	17,217	17,217
非上場株式等	3,889	3,889	3,887	3,887
合 計	20,275	20,275	21,105	21,105

② 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	641	848
売却損	—	43
償却	7	1

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	63	△3,475

④ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	23,134	25,485
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

● 定量的事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末
1	上方パラレルシフト	15,005	17,068	871	
2	下方パラレルシフト	0	0	12	
3	スティープ化	14,069	15,819		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	15,005	17,068	871	
		ホ		ヘ	
		2020年3月末		2019年3月末	
8	自己資本の額	34,898		34,410	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的事項」の項目に記載しています。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき2020年3月末分のみを開示しています。

開示項目一覧

I. 単体（信用金庫法施行規則第132条における規定）

1. 金庫の概況および組織に関する次に掲げる事項	
ア. 事業の組織	本編 21
イ. 理事および監事の氏名および役職名	本編 21
ウ. 会計監査人の氏名または名称	本編 21
エ. 事務所の名称および所在地	本編 27, 28
2. 金庫の主要な事業の内容	本編 23
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
ア. 直近の事業年度における事業の概況	本編 3
イ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	本編 3
(2) 経常利益または経常損失	本編 3
(3) 当期純利益または当期純損失	本編 3
(4) 出資総額および出資総口数	本編 3
(5) 会員数	本編 3
(6) 純資産額	本編 3
(7) 総資産額	本編 3
(8) 預金積金残高	本編 3
(9) 貸出金残高	本編 3
(10) 有価証券残高	本編 3
(11) 単体自己資本比率	本編 3
(12) 出資に対する配当金	本編 3
(13) 役員数、うち常勤役員数	本編 3
(14) 職員数	本編 3
ウ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
① 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益およびコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	資料編 9
② 資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支	資料編 9
③ 資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘	資料編 10～11
④ 受取利息および支払利息の増減	資料編 10
⑤ 総資産経常利益率	資料編 9
⑥ 総資産当期純利益率	資料編 9
(2) 預金に関する指標	
① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	資料編 7
② 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高	資料編 7
(3) 貸出金等に関する指標	
① 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	資料編 7
② 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	資料編 8
③ 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	資料編 8
④ 使途別の貸出金残高	資料編 8
⑤ 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	資料編 7
⑥ 預貸率の期末値および期中平均値	資料編 9
(4) 有価証券に関する指標	
① 商品有価証券の種類別の平均残高	資料編 11
② 有価証券の種類別の残存期間別の残高	資料編 11
③ 有価証券の種類別の平均残高	資料編 11
④ 預証率の期末値および期中平均値	資料編 9
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
ア. リスク管理の体制	本編 20
イ. 法令等遵守の体制	本編 19
ウ. 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況	本編 9～12
エ. 金融 ADR 制度への対応	本編 19, 20
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
ア. 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書	資料編 1～6
イ. 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	本編 17
(2) 延滞債権に該当する貸出金	本編 17
(3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	本編 17
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	本編 17
※ 金融再生法開示債権額	本編 18
ウ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	資料編 20
エ. 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
(1) 有価証券	資料編 12
(2) 金銭の信託	資料編 12
(3) 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	資料編 12
オ. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	資料編 10
カ. 貸出金償却の額	資料編 10
キ. 会計監査人の監査を受けている旨	資料編 6
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	資料編 6
※ 財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者名の記載	資料編 4

II. 連結（信用金庫法施行規則第133条における規定）

1. 金庫およびその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
ア. 金庫およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成	資料編 17
イ. 金庫の子会社等に関する次に掲げる事項	
（1）名称	資料編 17
（2）主たる営業所または事務所の所在地	資料編 17
（3）資本金または出資金	資料編 17
（4）事業の内容	資料編 17
（5）設立年月日	資料編 17
（6）金庫が保有する子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	資料編 17
（7）金庫の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	資料編 17
2. 金庫およびその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
ア. 直近の事業年度における事業の概況	資料編 13
イ. 直近の5連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
（1）経常収益	資料編 18
（2）経常利益または経常損失	資料編 18
（3）当期純利益または当期純損失	資料編 18
（4）純資産額	資料編 18
（5）総資産額	資料編 18
（6）連結自己資本比率	資料編 18
3. 金庫およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
ア. 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結剰余金処分計算書	資料編 13～17
イ. 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
（1）破綻先債権に該当する貸出金	資料編 18
（2）延滞債権に該当する貸出金	資料編 18
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	資料編 18
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	資料編 18
ウ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	資料編 31
エ. 金庫およびその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益または経常損失の額および資産の額として算出したもの	資料編 18

III. 自己資本比率規制の第3の柱に基づく開示

I. 単体における事業年度の開示事項	
1. 自己資本の構成に関する事項	資料編 19
2. 定量的な開示事項	
（1）自己資本の充実度に関する事項	資料編 20
（2）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）	資料編 21～24
（3）信用リスク削減手法に関する事項	資料編 24
（4）派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	資料編 25
（5）証券化エクスポージャーに関する事項	資料編 25,26
（6）出資等エクスポージャーに関する事項	資料編 27
（7）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	資料編 27
（8）金利リスクに関する事項	資料編 28
II. 連結会計年度の開示事項	
1. 自己資本の構成に関する開示事項	資料編 30
2. 定量的な開示事項	
（1）その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	資料編 31
（2）自己資本の充実度に関する事項	資料編 31
（3）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）	資料編 32,33
（4）信用リスク削減手法に関する事項	資料編 34
（5）派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	資料編 34
（6）証券化エクスポージャーに関する事項	資料編 34
（7）出資等エクスポージャーに関する事項	資料編 34,35
（8）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	資料編 35
（9）金利リスクに関する事項	資料編 35

IV. 金庫の総代会制度に関する事項

I. 金庫の総代会制度に関する事項	本編 4～6
II. 金庫の主要な事業に関しての地域貢献・地域支援に関する事項	本編 7～14



かわしん

〒442-8520 豊川市末広通3丁目34番地1

TEL (0533) 89-1151(代)

FAX (0533) 89-2466

<https://www.kawa-shin.co.jp/>

E-mail: toyokawa@kawa-shin.co.jp